

# 藤井寺市景観形成ガイドライン

歴史文化の薫る藤井寺

個性とうるおいのある  
景観をめざして

平成28年4月  
藤井寺市



## はじめに

本市は、平成 25 年 4 月 1 日に「景観法」に基づく景観行政団体となり、「藤井寺市景観条例」を制定施行し、将来の景観像に掲げる「歴史文化の薫る藤井寺 個性と潤いのある景観」をめざして、良好な景観づくりを推進しています。

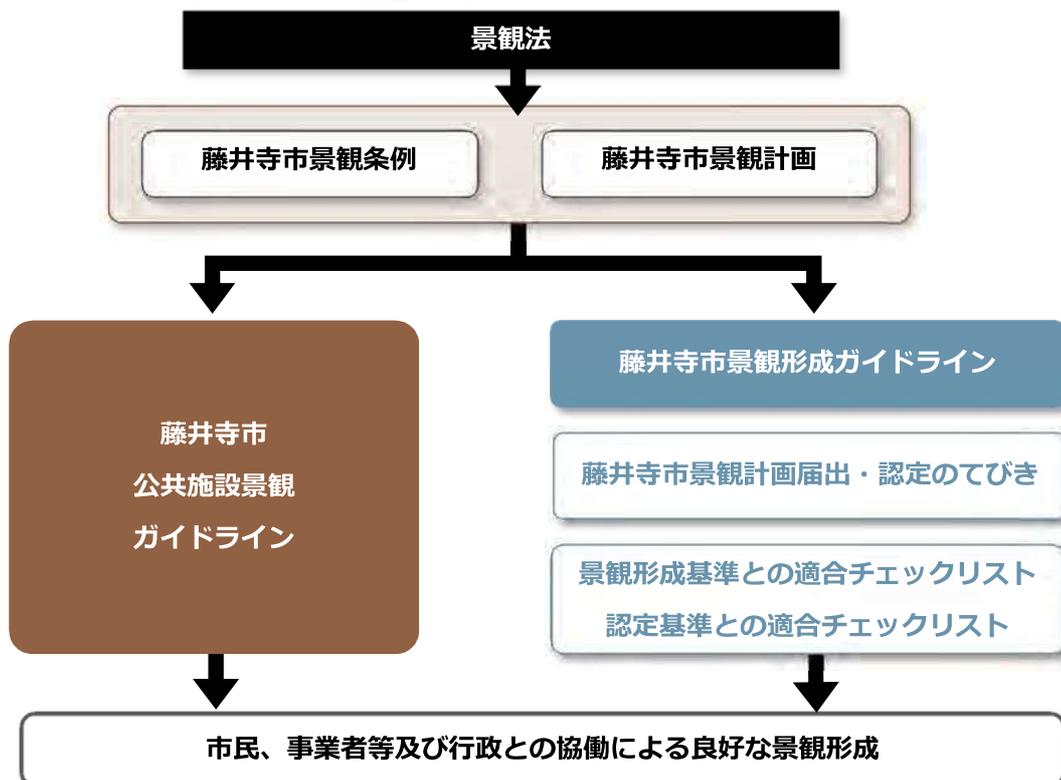
本ガイドラインは、「藤井寺市景観計画」に定める景観形成基準及び景観地区の認定基準の内容について、景観配慮の視点や方法などを分かりやすく解説したものです。良好な景観形成に向けたデザインを検討する際、また、「藤井寺市景観計画」、「藤井寺市景観条例」に基づく届出や景観地区の認定制度に必要な「景観形成基準との適合チェックリスト」、「認定基準との適合チェックリスト」を作成する際の手引書として、本ガイドラインをご活用ください。

「藤井寺市景観計画」、「藤井寺市景観条例」に基づく届出や景観地区の認定制度などの各手続きについては、「藤井寺市景観計画届出・認定のてびき」を作成しています。これらの内容を十分ご確認の上、ご協力をお願いします。

「藤井寺市景観計画」、「景観形成基準との適合チェックリスト」、「認定基準との適合チェックリスト」、「藤井寺市景観計画届出・認定のてびき」については、市のホームページや窓口でご確認ください。

なお、道路、河川、橋梁、公園、公共建築物などの公共施設については、「藤井寺市公共施設景観ガイドライン」に基づき、地域の景観形成の先導的役割を果たし、民間に対するモデルとなるよう整備に取り組んでおり、市民、事業者等及び行政が協働して、良好な景観形成をめざしていきます。

### 【藤井寺市景観形成ガイドラインの位置づけ】



## 【ガイドラインの目的】

「藤井寺市景観形成ガイドライン」は、「藤井寺市景観計画」に定める景観形成基準及び景観地区の認定基準の内容について、景観配慮の視点や方法などを分かりやすく解説し、市民、事業者の方々に、市内で建築物の建築等を行う際のルール(景観形成基準・認定基準)を理解し、自主的に地域の良好な景観形成に向けて取り組んでいただくことを目的としています。

本ガイドラインでは、建築物・工作物の建築等にあたり、「藤井寺市景観計画」に基づいて良好な景観を形成するための留意点を解説しています。

## 【ガイドラインの見方】

本ガイドラインは、以下の7つの項目で構成しています。

### 1 景観計画の区域(P1～2)

建築物の建築をはじめとする「行為を行う場所」、「行為の種類」によって、必要な手続きや基準が異なるため、「行為を行う場所」について、解説しています。

- ・景観計画区域(藤井寺全域)
- ・景観形成促進区域(5種類)
- ・景観地区(1種類)

### 2 届出・認定のフロー(P3)

建築物の建築をはじめとする「行為を行う場所」、「行為の種類」ごとに「必要な手続き」について解説しています。

### 3 届出・認定の対象行為及び規模(P4～7)

藤井寺市内において、届出・認定が必要となる「行為」及びその「規模」について解説しています。

### 4 届出・認定手続きの流れ(P8～9)

届出及び認定の手続きの流れについて解説しています。

### 5 景観形成基準の解説・例示(P10～28)

### 6 景観地区の認定基準の解説・例示(P29～40)

景観計画で定められた景観形成基準や、景観地区の認定基準に対して、景観配慮のチェックポイントを記載するとともに、具体的な方法をイラストや事例写真等を用いて解説しています。

本ガイドラインに記載している事項や事例(写真やイラスト)等が良好な景観形成に向けた工夫の全てではありません。「目的」にもありますように、市民、事業者の方々に、市内で建築物等を建築する際のルール(景観形成基準)を理解し、自主的に地域の良好な景観形成に向けて取り組んでいただき、それぞれの創意工夫により、より質の高い景観の形成に取り組んでいただきたいと思います。

対象となる行為の種類を示しています。

対象となる行為における景観構成要素を示しています。

(1)建築物

景観構成要素 ①屋外に設置するもの

【対象物】 駐車場、駐輪場及びごみ置き場 等

チェックポイント

- 道路から見えない場所に配置しましょう
- 道路から見える場所に配置する場合は、植栽により修景しましょう
- 建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をしましょう

【景観配慮の方法(例)】

道路等の公共空間から見える駐車車両やごみ置き場等

前面道路との境界に塀や柵等を設けて、駐車場、駐輪場及びごみ置き場等が見えにくくようにしましょう。植栽は、まちなみに安らぎやうるおいを与える上でも重要です。

【景観配慮の事例】

各景観構成要素における具体的な対象物を示しています。

景観形成基準に対する景観配慮のチェックポイントを示しています。

チェックポイントに対する景観配慮の考え方、方法等について、イラストで例示しています。

チェックポイントに対応した景観配慮の事例写真を示しています。

※対象となる行為・景観構成要素等によっては、一部、記載項目が異なります。

## 7 色彩基準の解説(P41～45)

景観色彩やマンセル表色系、景観計画の色彩基準の考え方について解説しています。



## 目次

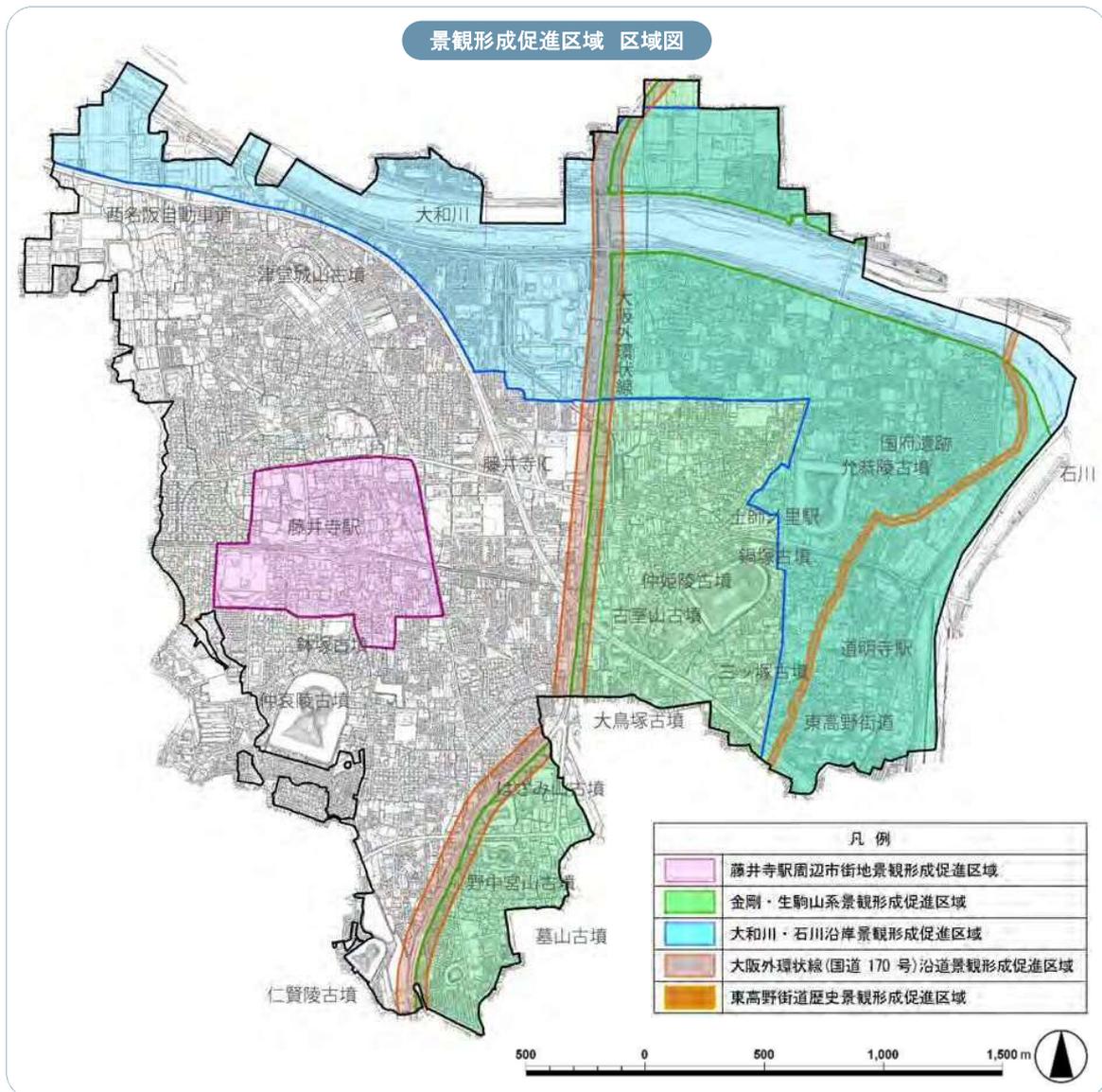
1 景観計画の区域	1
2 届出・認定のフロー	3
3 届出・認定の対象行為及び規模	4
(1)景観計画区域・景観形成促進区域(行為の届出)	4
(2)景観形成地区	6
4 届出・認定手続きの流れ	8
(1)届出手続きの流れ	8
(2)認定手続きの流れ	9
5 景観形成基準の解説・例示	10
(1)建築物	12
(2)工作物(高架橋、橋梁を除く)	20
(3)工作物(高架橋、橋梁)	22
(4)広告物	24
(5)開発行為	25
(6)土地の形質の変更	26
(7)木竹の植栽又は伐採	27
(8)物件の堆積	28
6 景観地区の認定基準の解説・例示	29
(1)一般基準	31
(2)項目別基準	34
7 色彩基準の解説	41
(1)景観色彩とマンセル表色系	41
(2)景観計画の色彩基準	42

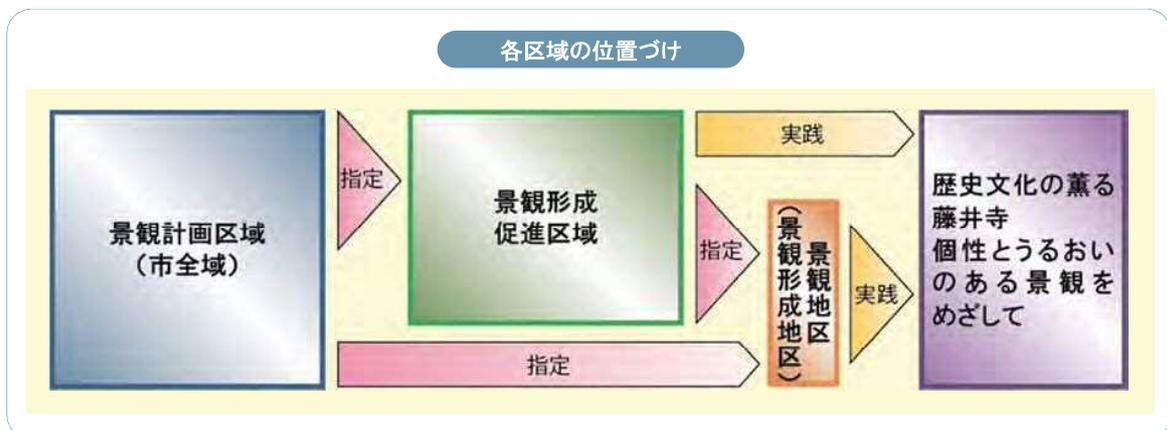
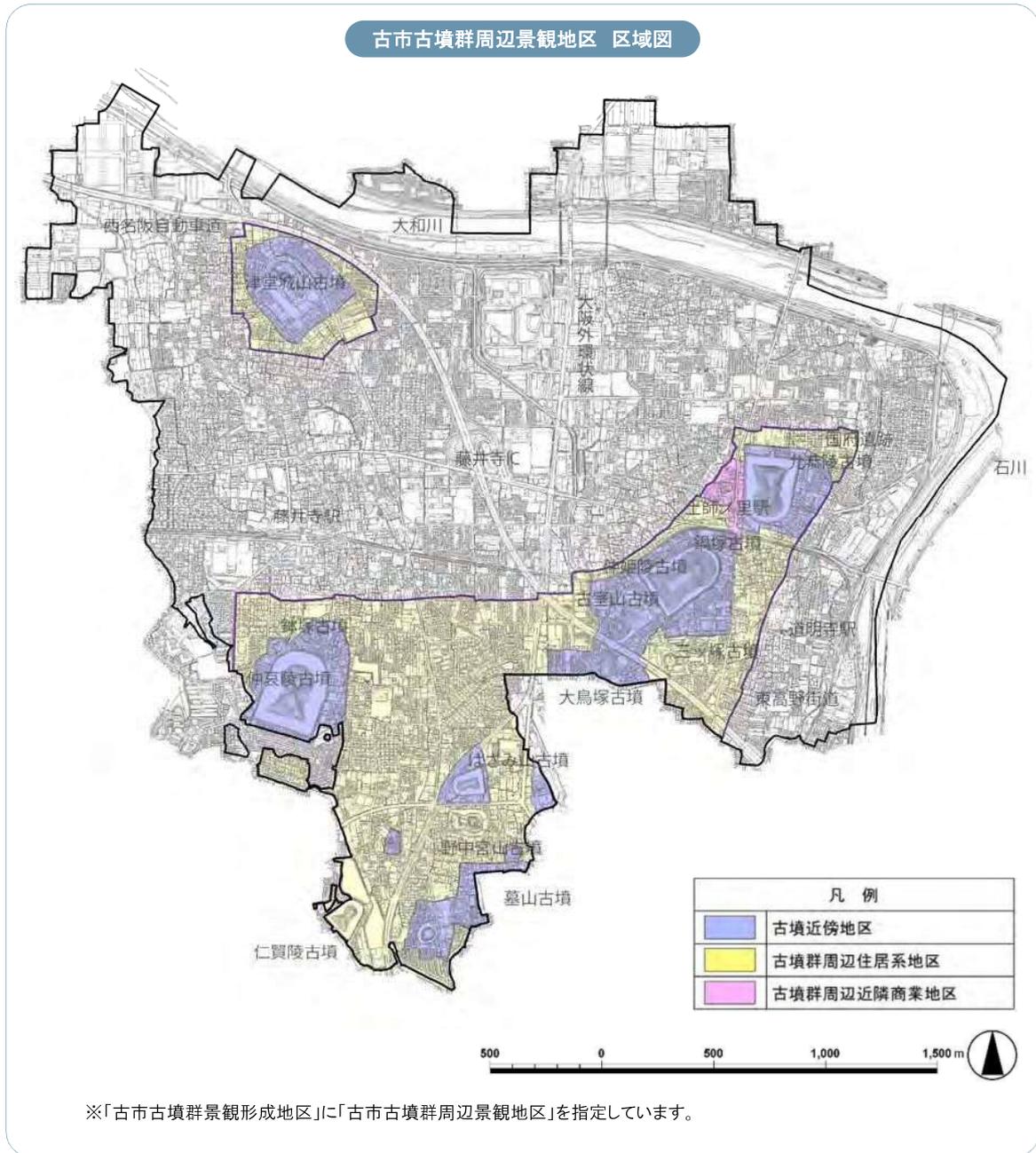
## 1 景観計画の区域

藤井寺市の景観は、葛井寺や辛國神社、道明寺や道明寺天満宮、世界的に文化的価値が高い古市古墳群、金剛・生駒山系の山並み、大和川や石川の河川、市域を南北に走る大阪外環状線、歴史的な雰囲気をもつ東高野街道等により骨格が形成されています。

「藤井寺市景観計画」では、市全域を景観計画区域とし、また、景観特性と景観構造をもとに、特に良好な景観形成を促進する区域として、5つの景観形成促進区域を指定しています。

さらに、特に重点的な景観形成が必要と考えられる候補地区の中から、景観形成の重要性に鑑み、地域住民等により景観に関するルール等の合意が図られた地区を、「古市古墳群景観形成地区」として指定しています。なお「古市古墳群景観形成地区」について、景観法に基づく「古市古墳群周辺景観地区」に指定しています。



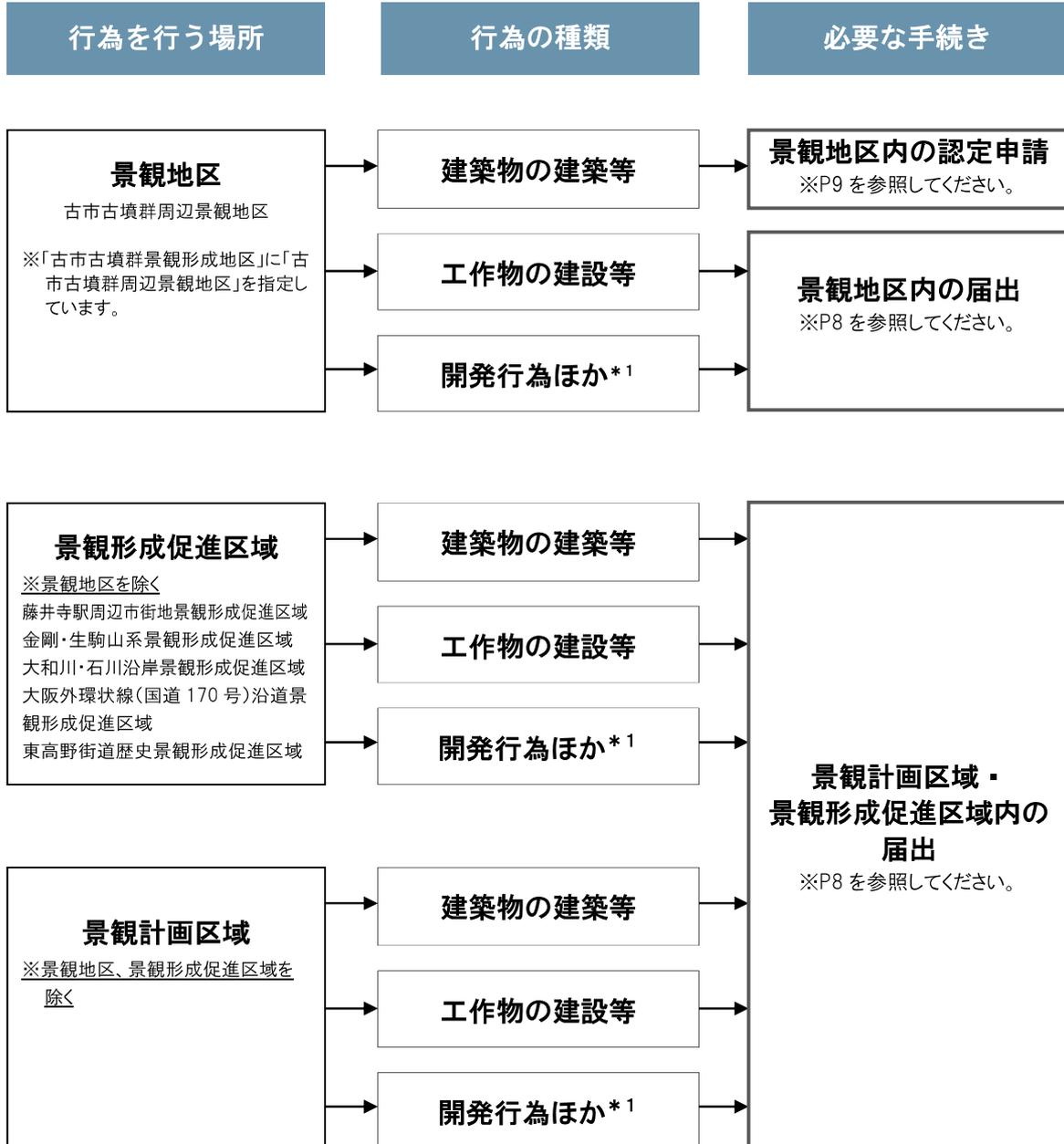


## 2 届出・認定のフロー

建築物の建築をはじめとする「行為を行う場所」、「行為の種類」によって、必要な手続きが異なります。

下のフローに沿って、行為を行う場所と行為の種類から必要となる手続きを確認の上、所要の手続きを行ってください。

なお、届出・認定が必要となるかどうかは、P4～P7 で確認してください。



\*1 「開発行為ほか」の行為は、以下の通り。

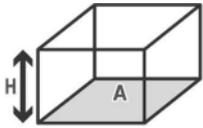
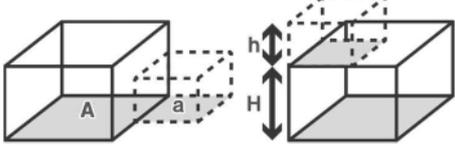
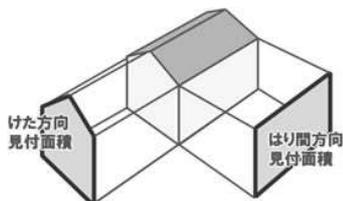
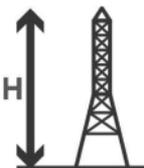
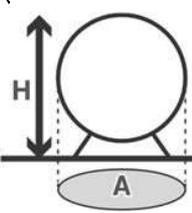
- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・木竹の植栽又は伐採
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

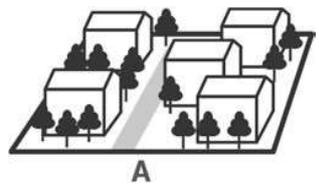
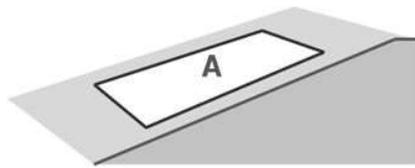
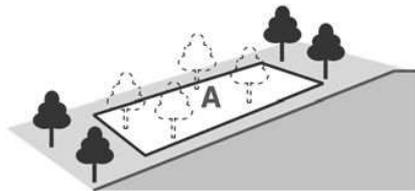
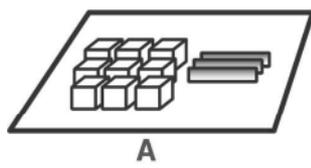
### 3 届出・認定の対象行為及び規模

藤井寺市内において、届出・認定が必要となる行為及びその規模は、次のとおりです。

ただし、届出・認定の適用除外となる場合がありますので、「藤井寺市景観計画」や「藤井寺市景観計画 届出・認定のてびき」、又は窓口でご確認ください。

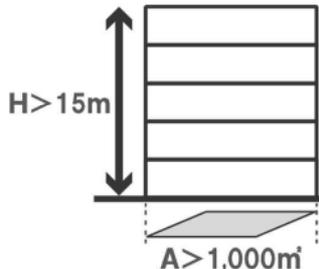
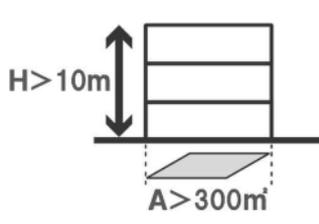
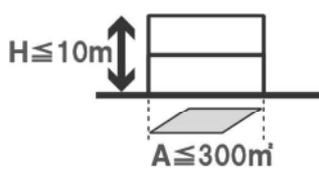
#### (1) 景観計画区域・景観形成促進区域(行為の届出)

行為の種類		届出の対象となる規模		
建築物の建築等	(1) 新築又は移転	<b>【景観計画区域】</b> 高さ(H)が20mを超えるもの 又は 建築面積(A)が2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの  <b>【景観形成促進区域】</b> 高さ(H)が15mを超えるもの 又は 建築面積(A)が1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		
	(2) 増築又は改築	<b>【共通】</b> 増築又は改築をした後の建築物の規模(A+a又はH+h)が、(1)の行為の規模に該当するもの		
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<b>【共通】</b> 建築物の規模が(1)の行為の規模に該当するもので、変更することとなる外壁の面積が外観(見付面積)の2分の1を超えるもの ※本市においては、右図に示すように「屋根」の部分の投影面積は見付面積に含みませんが、景観誘導の対象には屋根も含まれます。(面積算定の詳細については、藤井寺市にご相談ください。)		
工作物の建設等	(1) 新設、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突</li> <li>・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など</li> <li>・装飾塔、記念塔など</li> <li>・高架水槽、サイロ、物見塔など</li> </ul>		<b>【景観計画区域】</b> 高さ(H)が20mを超えるもの  <b>【景観形成促進区域】</b> 高さ(H)が15mを超えるもの
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、垣、さくなど</li> <li>・コースター、メリーゴーラウンド、観覧車など</li> <li>・コンクリートプラント、アスファルトプラントなど</li> <li>・機械式駐車装置など</li> <li>・石油、ガスなどの貯蔵施設</li> <li>・汚物処理施設、ごみ焼却施設など</li> </ul>		<b>【景観計画区域】</b> 高さ(H)が20m 又は 築造面積(A)が2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの  <b>【景観形成促進区域】</b> 高さ(H)が15m 又は 築造面積(A)が1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
		建築物に設置する場合で <b>【景観計画区域】</b> その高さ(h)が10mを超え、かつ建築物との合計高さ(H)が20mを超えるもの  <b>【景観形成促進区域】</b> その高さ(h)が10mを超え、かつ建築物との合計高さ(H)が15mを超えるもの		

行為の種類		届出の対象となる規模
工作物の建設等	(1)新設、増築、改築又は移転	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ(H)が5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋など</li> <li>・幅員(W)が12m以上、又は延長(L)が30mを超える橋梁、跨線橋など</li> </ul> 
	(2)外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>【共通】</p> <p>工作物の規模が(1)の行為の規模に該当するもので、変更することとなる外壁の面積が外観(見付面積)の2分の1を超えるもの            ※面積算定の詳細については、藤井寺市にご相談ください。</p>
開発行為		<p>【共通】</p> <p>開発区域面積(A)が500 m<sup>2</sup>以上のもの</p> 
土地の形質の変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>【共通】</p> <p>面積(A)が1,000 m<sup>2</sup>以上のもの</p> 
木竹の植栽又は伐採	木竹の植栽又は伐採	<p>【共通】</p> <p>面積(A)が1haを超えるのもの</p> 
物件の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>【共通】</p> <p>その用に供される土地の面積(A)が1,000 m<sup>2</sup>以上のもの</p> 

(2)景観地区

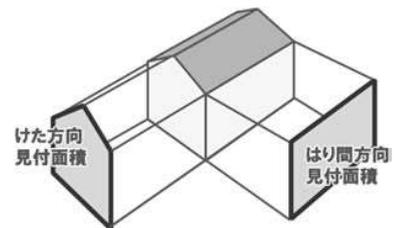
①建築物(行為の認定)

行為の種類	認定の対象となる区域及び規模		
	建築物の規模	古墳近傍地区	古墳群周辺住居系地区 古墳群周辺近隣商業地区
建築物の新築、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	<b>【大規模建築物】</b> 高さ(H)が15mを超えるもの 又は 建築面積(A)が1,000㎡を超えるもの 	○	○
	<b>【中規模建築物】</b> 高さ(H)が10mを超えるもの 又は 建築面積(A)が300㎡を超えるもの 	○	○
	<b>【小規模建築物】</b> 高さ(H)が10m以下 かつ 建築面積(A)が300㎡以下のもの 	○	△

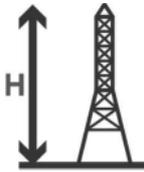
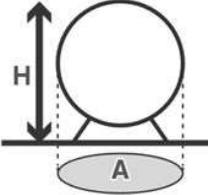
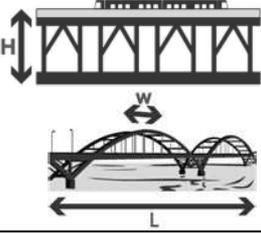
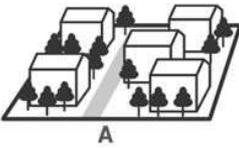
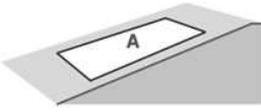
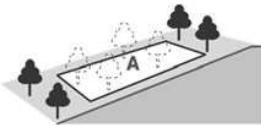
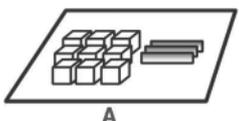
※「外壁の色彩に係る外観の過半」の扱いについて

「外観の過半」とは、けた方向又は、はり間方向に対する垂直投影面積(見付面積)の2分の1を超えるものを指します。

本市においては、右図に示すように、「屋根」の部分の投影面積は見付面積に含みませんが、認定審査の対象には、屋根も含まれます。面積算定の詳細については、藤井寺市にご相談ください。

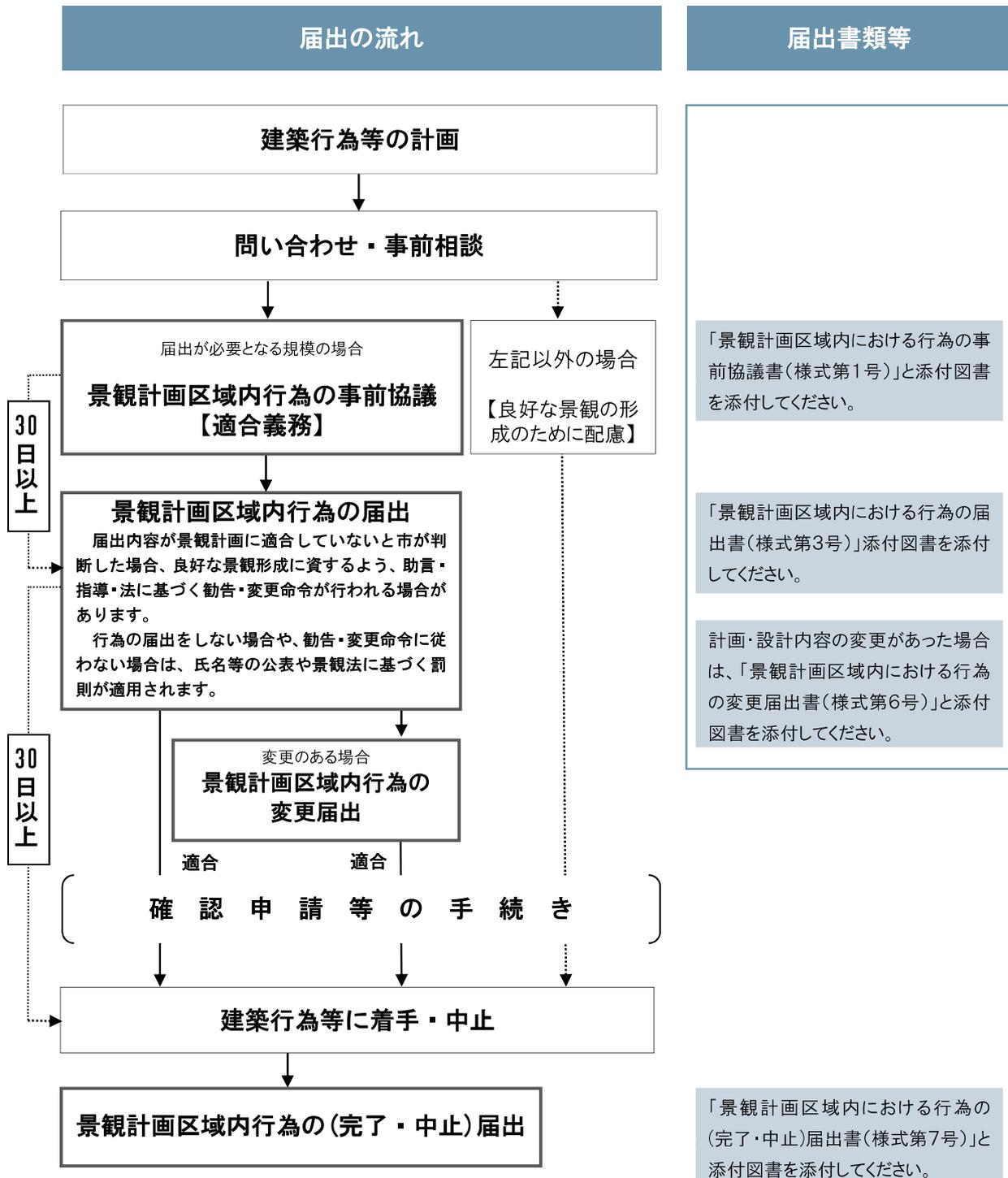


②工作物その他(行為の届出)

	行為の種類	届出の対象となる規模
工作物の建設等	(1)新設、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突</li> <li>・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など</li> <li>・装飾塔、記念塔など</li> <li>・高架水槽、サイロ、物見塔など</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>【古墳近傍地区】高さ(H)が2mを超えるもの</li> <li>【古墳群周辺住居系地区】</li> <li>【古墳群周辺近隣商業地区】高さ(H)が15mを超えるもの</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、垣、さくなど</li> <li>・コースター、メリーゴーラウンド、観覧車など</li> <li>・コンクリートプラント、アスファルトプラントなど</li> <li>・機械式駐車装置など</li> <li>・石油、ガスなどの貯蔵施設</li> <li>・汚物処理施設、ごみ焼却施設など</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>【古墳近傍地区】高さ(H)が2mを超えるもの</li> <li>【古墳群周辺住居系地区】</li> <li>【古墳群周辺近隣商業地区】高さ(H)が15m 又は 築造面積(A)が1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
		建築物に設置する場合で <b>【古墳近傍地区】</b> その高さ(h)が2mを超え、かつ建築物との合計高さ(H)が10mを超えるもの <b>【古墳群周辺住居系地区】</b> <b>【古墳群周辺近隣商業地区】</b> その高さ(h)が10mを超え、かつ建築物との合計高さ(H)が15mを超えるもの 
		<b>【共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ(H)が5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋など</li> <li>・幅員(W)が12m以上、又は延長(L)が30mを超える橋梁、跨線橋など</li> </ul> 
		<b>(2)外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</b> <b>【共通】</b> 工作物の規模が(1)の行為の規模に該当するもので、変更することとなる外壁の面積が外観(見付面積)の2分の1を超えるもの ※面積算定の詳細については、藤井寺市にご相談ください。
開発行為		<b>【共通】</b> 開発区域面積(A)が500 m <sup>2</sup> 以上のもの 
土地の形質の変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<b>【共通】</b> 面積(A)が1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの 
木竹の植栽又は伐採	木竹の植栽又は伐採	<b>【共通】</b> 面積(A)が1haを超えるのもの 
物件の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<b>【共通】</b> その用に供される土地の面積(A)が1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの 

## 4 届出・認定手続きの流れ

### (1)届出手続きの流れ（景観法第16条～第18条）



#### 提出部数

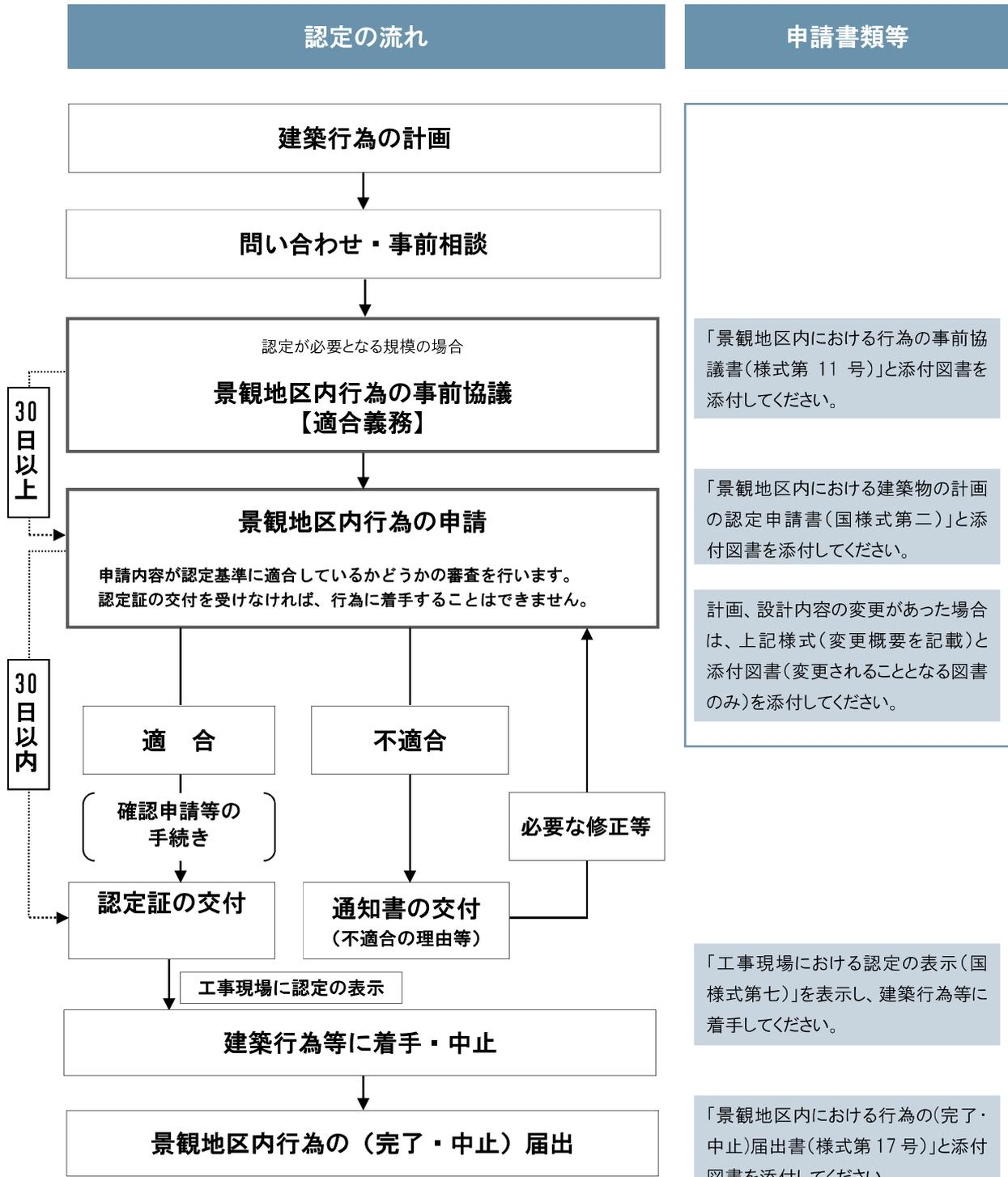
✓届出書及び添付図書は、2部(正1部・副1部)提出してください。

提出いただいた書類は、窓口で受け付けた後に副本1部を返却しますので、保管しておいてください。

#### 届出窓口

✓届出は、藤井寺市都市整備部都市計画課において受け付けます。

(2) 認定手続きの流れ（景観法第 63 条）



**提出部数**

- ✓ 申請書及び添付図書は、2部(正1部・副1部)提出してください。
- 提出いただいた書類は、認定証等の交付時に副本1部を返却しますので、保管しておいてください。

**申請窓口**

- ✓ 申請は、藤井寺市都市整備部都市計画課において受け付けます。

## 5 景観形成基準の解説・例示

景観計画では、建築物や工作物の外観や開発行為等について基準を定めています。この項目では、景観計画区域に共通する基準について、イラスト等を用いて解説しています。

### 建築物に関する景観形成基準

#### 外壁に設置するもの ⇒P13 参照

- ダクト類は、道路から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
- 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
- エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。

#### 屋上に設置するもの ⇒P15 参照

- 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
- 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

#### 色彩 ⇒P16 参照

- 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしなない。

#### 意匠 ⇒P18 参照

- 地域の景観になじまない、著しく突出した意匠としなない。

#### 外壁 ⇒P17 参照

- 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みや歴史文化遺産に配慮する。

#### 敷地内の緑化 ⇒P19 参照

- 敷地内には、緑を適切に配置する。
- 山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。
- 緑の配置に際しては、山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、区域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

#### 屋外に設置するもの ⇒P12 参照

- 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を道路から見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

景観計画区域における景観形成基準を掲載しています。区域によって基準が若干異なりますので、詳しくは、本ガイドラインの参考資料又は藤井寺市景観計画でご確認ください。

\* 羽板(はいた)と呼ばれる細長い板を平行に組んで板状にし、取り付けたもの。羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の目線などを、選択的に遮断したり透過したりすることができるため、さまざまな箇所で用いられる。

### 工作物・広告物に関する景観形成基準

#### 工作物(高架橋、橋梁を除く) ⇒P20 参照

##### ◇工作物の外観

- 色彩  
外観等の基調となる色彩は、著しく派手なものとし  
ない。
- 外壁  
長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調になら  
ないような工夫をするとともに、背景となる山並みや歴史  
文化遺産に配慮する。
- 意匠  
地域の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。

##### ◇敷地内の緑化

- 敷地内には、緑を適切に配置する。
- 山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、敷地の際に緑を  
適切に配置する。
- 緑の配置に際しては、山並みや歴史文化遺産の緑に配  
慮し、地域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面  
等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並び  
に壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

#### 工作物(高架橋、橋梁) ⇒P22 参照

##### ◇工作物の外観

- 色彩  
周辺景観に調和した色彩となるよう配慮する。
- 意匠  
周辺景観に調和した意匠となるよう配慮する。  
排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。

#### 広告物 ⇒P24 参照

- 広告物は必要最小限に抑え、建築物や地域景観との調和  
に配慮する。
- 屋上広告物は、山並みや古墳の緑の眺望の保全に配慮  
するとともに、建築物と一体性のあるデザインとなるよう  
に工夫する。
- 突出看板は、敷地内に収め、複数の看板はコンパクトに  
集約化するよう工夫する。

### その他の行為に関する景観形成基準

#### 開発行為 ⇒P25 参照

- できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面又は擁壁を  
要しないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合、  
のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、区域の植生と調  
和した緑化を図る。また、擁壁は素材、表面処理の工夫、  
前面緑化等により、区域の環境及びまちなみとの調和に  
配慮すること。

#### 土地の形質の変更 ⇒P26 参照

- 整然と採取又は伐採を行うとともに、前面の緑化等によ  
り区域の景観との調和に配慮すること。
- 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和し  
た緑化等により修景を行うこと。

#### 木竹の植栽又は伐採 ⇒P27 参照

- 区域の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小  
限の伐採に努めること。
- 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すよ  
う努めること。
- 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和し  
た緑化等により修景を行うこと。

#### 物件の堆積 ⇒P28 参照

- できる限り道路、公園等の公共の場から目立ちにくい  
位置及び規模とすること。
- 高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積  
又は貯蔵とすること。
- できる限り道路、公園等の公共の場から見えないよう  
、区域の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へい  
すること。

## (1)建築物

### 景観構成要素 ①屋外に設置するもの

【対象物】 駐車場、駐輪場及びごみ置き場 等

#### ➤ チェックポイント

- 道路から見えない場所に配置しましょう
- 道路から見える場所に配置する場合は、植栽により修景しましょう
- 建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をしましょう

#### [景観配慮の方法(例)]



#### [景観配慮の事例]



敷地の前面に植栽を設けて駐車場を見えにくくしている例



高低差のある植栽やフェンスを設けて駐車場を見えにくくしている例



景観に配慮した塀と植栽を設けて駐輪場や駐車場を見えにくくしている例



ごみ置き場の意匠・色彩を建築物本体と揃えている例

## 景観構成要素 ②外壁に設置するもの

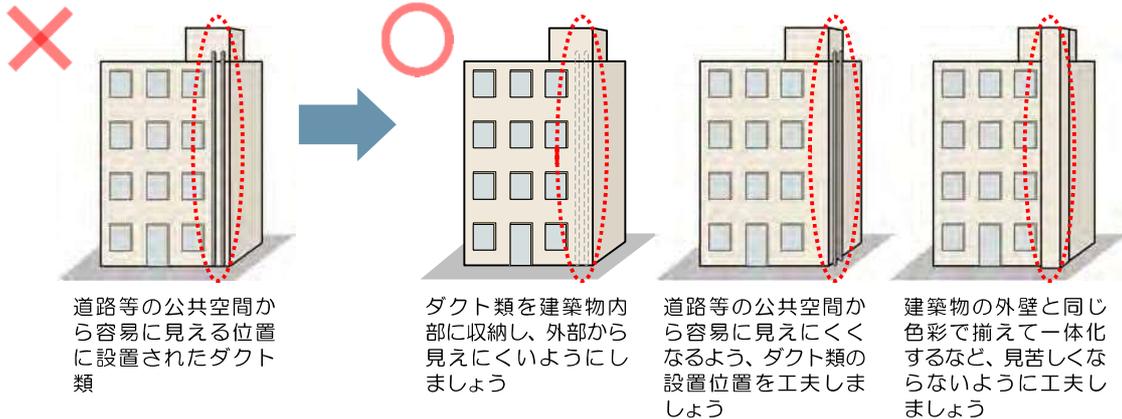
(建築物)

## 【対象物】ダクト類

## ▶ チェックポイント

- 道路から見えにくい位置に配置しましょう
- 建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないように工夫しましょう

## [景観配慮の方法(例)]

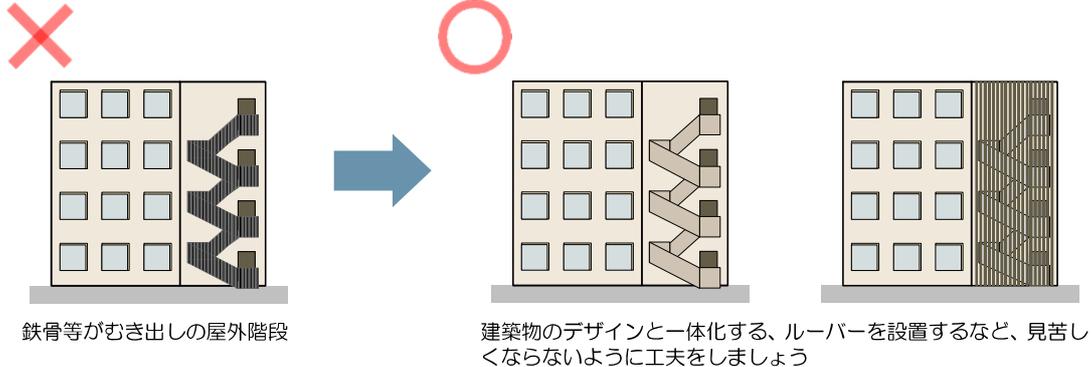


## 【対象物】屋外階段

## ▶ チェックポイント

- 建築物との一体化などにより、見苦しくないように工夫をしましょう

## [景観配慮の方法(例)]



## [景観配慮の事例]



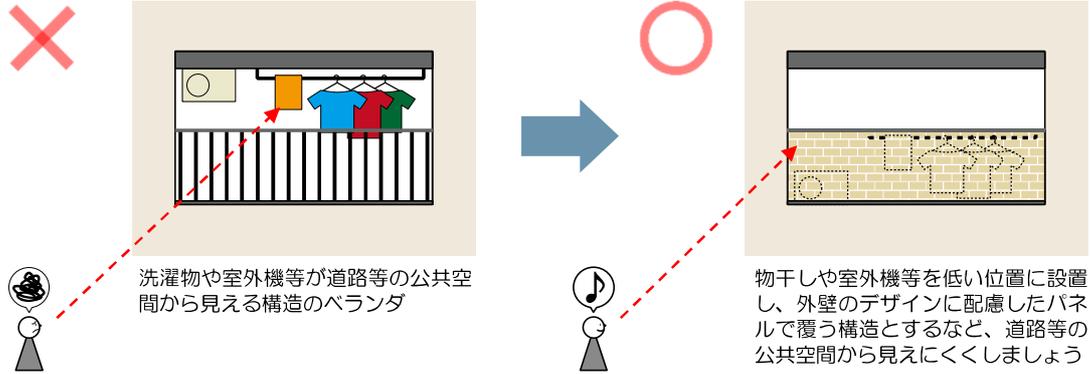
屋外階段を外壁と同じデザインで揃え、建築物との一体性をもたせている例

## 【対象物】 エアコンの室外機及び物干金物 等

## ▶ チェックポイント

- バルコニーは、エアコンの室外機や洗濯物等が道路から見えにくいデザインにしましょう
- ルーバーの設置や建築物との一体化などにより、見苦しくならないように工夫しましょう

## [景観配慮の方法(例)]



## [景観配慮の事例]



敷地の外からエアコンの室外機や洗濯物等が見えにくくなるように工夫している例

景観構成要素

③屋上に設置するもの

(建築物)

【対象物】 高架水槽及び屋上設備 等

▶ チェックポイント

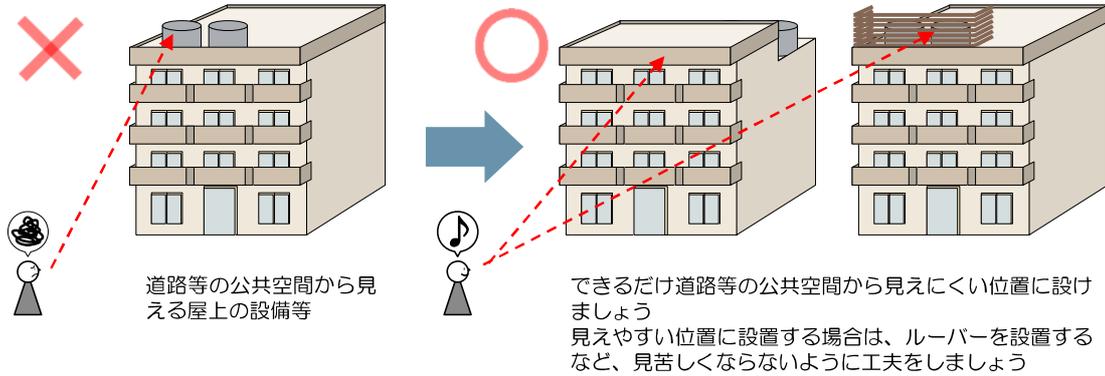
- 道路から見えにくい位置に配置しましょう
- ルーバー等の設置や建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないように工夫しましょう

【対象物】 屋上工作物及び塔屋 等

▶ チェックポイント

- 建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫しましょう

[景観配慮の方法(例)]



[景観配慮の事例]



屋上設備が、道路等の公共空間から見えにくくなるように工夫している例



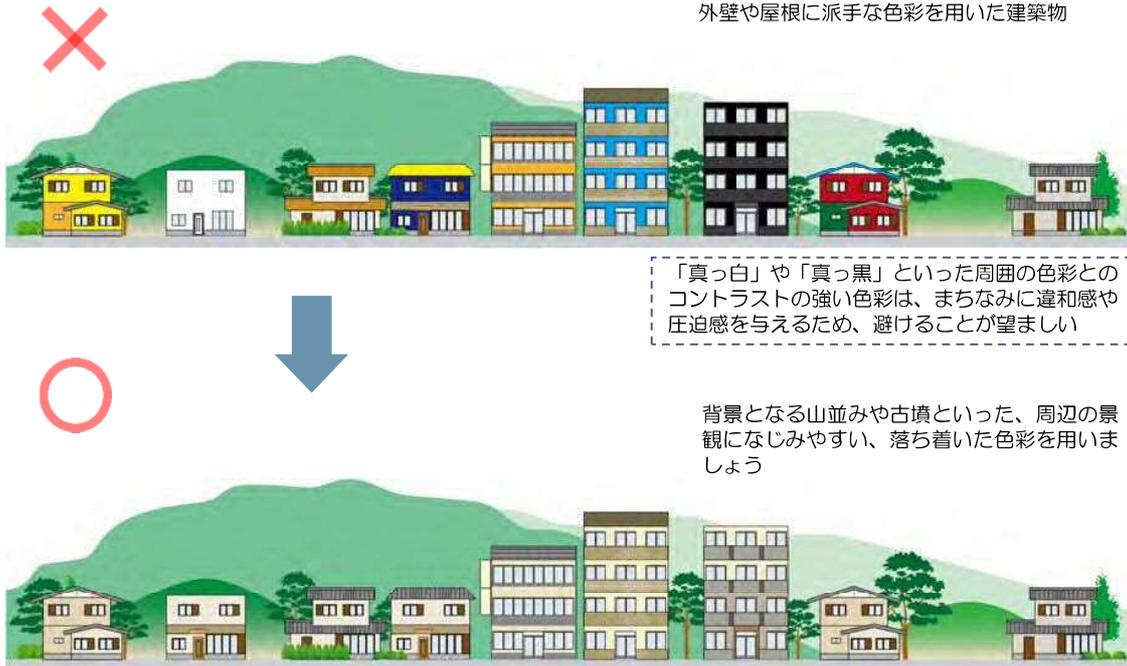
ルーバー等を用いて建築物と一体的にデザインして目立たないように工夫している例

## ▶ チェックポイント

- 外壁や屋根等の基調となる色彩には、周辺のまちなみや背景となる山並みや古墳、街道などになじむ、落ち着いた色調を用いましょう
- 周辺の景観とのコントラストの強い色彩の使用は避けましょう

(※色彩基準についての詳細は、P41～を参照してください。)

## [景観配慮の方法(例)]



## [景観配慮の事例]



外壁の色彩に自然の緑を引き立てる落ち着いた色彩を用いている例



隣接する建築物と色彩や意匠を合わせている例



外壁や屋根に地域で伝統的に使われてきた焼杉や石材、いぶし瓦などの落ち着いた色彩を用いている例



景観構成要素

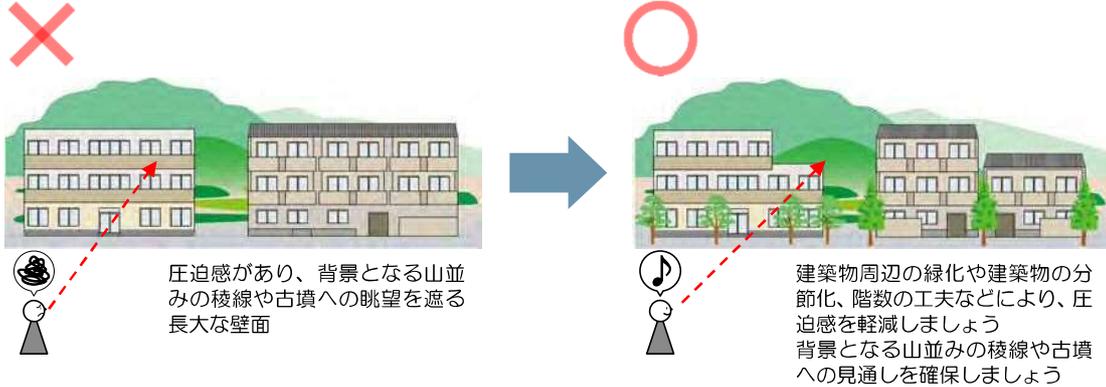
⑤外壁

(建築物)

▶ チェックポイント

- 長大な壁面等は、適切な緑化や分節などにより、単調にならないような工夫をしましょう
- 背景となる山並みや歴史文化遺産に配慮しましょう

[景観配慮の方法(例)]



[景観配慮の事例]



長大な壁面が単調にならないように同系色の色彩を組み合わせている例



長大な壁面にならないように壁面を分節化したり、色彩の組み合わせを工夫している例

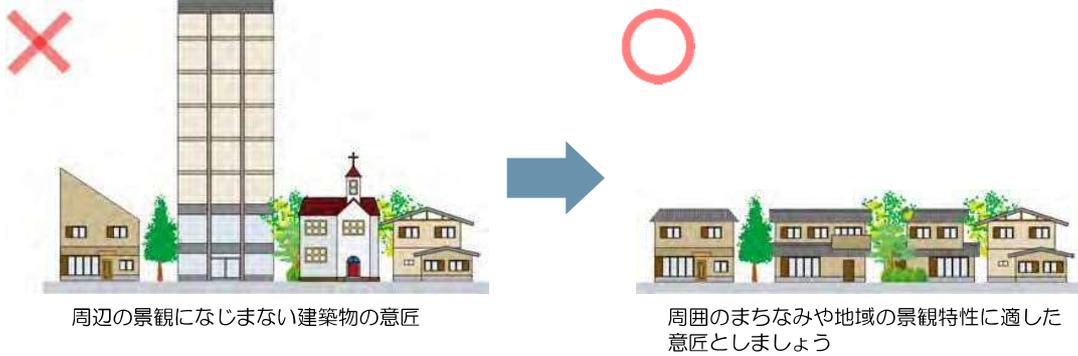


単調な壁面にならないように曲線を用いたデザインとしたり、通りに面した部分を緑化している例

▶ チェックポイント

- 地域の景観になじまない突出した意匠は避けましょう

[景観配慮の方法(例)]



[景観配慮の事例]



隣り合う建築物で意匠を揃えている例



背景の山並みの景観になじみやすい勾配屋根としている例



周辺の景観から突出した意匠を避け、まちなみに統一感を与えている例



周辺の歴史を感じさせる景観になじむ意匠としている例

景観構成要素

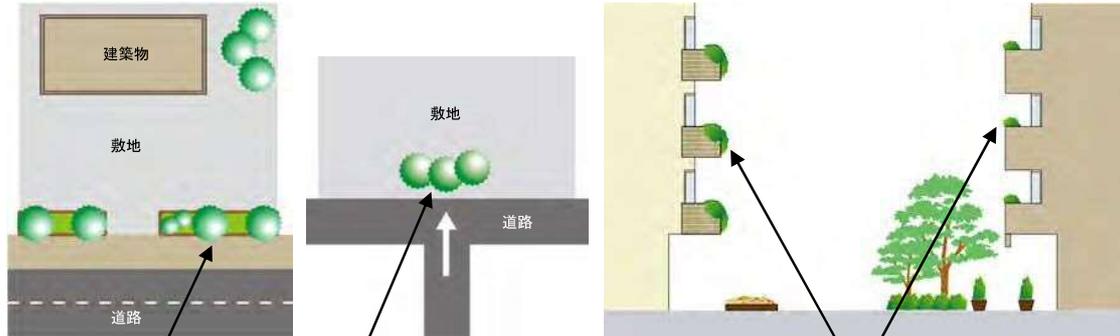
⑦敷地内の緑化

(建築物)

▶ チェックポイント

- うるおいあるまちなみとなるよう、敷地内には、緑を適切に配置しましょう
- 特に敷地の際を積極的に緑化しましょう
- 山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、区域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討しましょう

[景観配慮の方法(例)]



敷地に花や生け垣等を設けて、緑の連続性のある通り外観としましょう

通りからの「見通し」にあたる部分は、特に質の高い緑化に努めましょう

敷地にゆとりがない場合でも、壁面やバルコニー部分を積極的に活用し、緑ゆたかなまちなみとしましょう

成木を意識して、歩行者等の通行の妨げとならない位置に配置しましょう  
 枝等が道路にはみ出さないよう、適切に維持管理しましょう  
 維持管理しやすい樹種を選ぶこともポイントです



[景観配慮の事例]



高木を中心としたボリューム感のある緑化を行っている例



低木や芝を組み合わせる質の高い緑化を行っている例



建築物のエントランス部に緑化スペースを設けている例



歴史資源の緑とつながりが感じられる緑化を行っている例



駐車場に緑化ブロックを用いている例



大規模な工場の敷地の際に植栽を行っている例

## (2) 工作物(高架橋、橋梁を除く)

## 景観構成要素

## ① 色彩

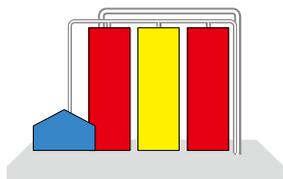
(工作物)

## ▶ チェックポイント

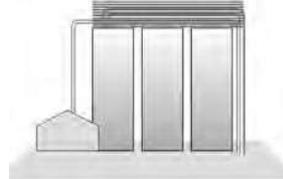
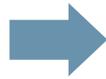
- 周辺のまちなみや背景となる山並みや古墳、街道などになじむ、落ち着いた色調を用いましょう

(※色彩基準についての詳細は、P41~を参照してください。)

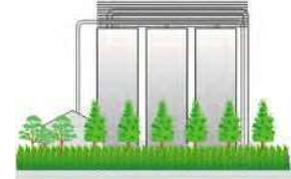
## [景観配慮の方法(例)]



著しく派手な色彩を用いている工作物



周辺景観と調和する落ち着いた色彩を使用しましょう



大規模な工作物の場合は、歩行者等への圧迫感を軽減するために周囲を緑化しましょう

## 景観構成要素

## ② 外壁

(工作物)

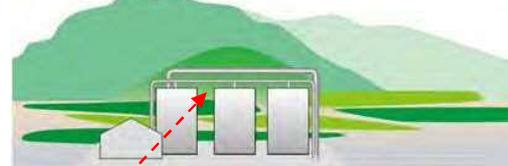
## ▶ チェックポイント

- 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をしましょう
- 背景となる山並みや歴史文化遺産に配慮しましょう

## [景観配慮の方法(例)]



長大な壁面の工作物



工作物としての機能を維持しつつ、分節化して背後の山並みや古墳等への見通しを確保しましょう



単調さを和らげ、背後の山並みや古墳等の景観との調和するよう、適切に緑化しましょう



景観構成要素

③意匠

(工作物)

▶ チェックポイント

- 地域の景観になじまない突出した意匠は避けましょう

[景観配慮の方法(例)]



鉄骨等がむき出しの工作物

工作物の周囲を地域の景観と調和した塀で覆うなどの工夫をしましょう

景観構成要素

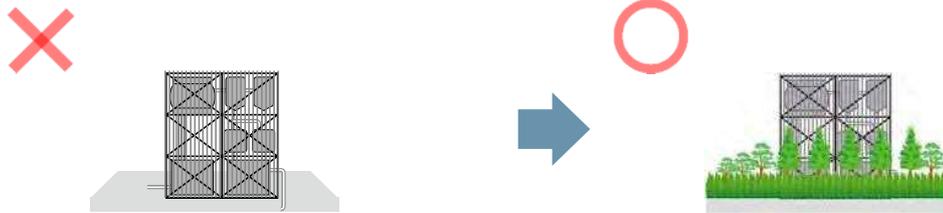
④敷地内の緑化

(工作物)

▶ チェックポイント

- うるおいあるまちなみとなるよう、敷地内には、緑を適切に配置しましょう
- 特に敷地の際には、積極的に緑化しましょう
- 山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、区域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討しましょう

[景観配慮の方法(例)]



無機質な工作物

圧迫感の軽減や周囲の景観との調和を図るため、大規模な工作物の敷地の際は緑化するなど工夫しましょう



植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化など、効果的な緑化手法等を検討しましょう

## (3) 工作物(高架橋、橋梁)

景観構成要素

① 色彩

(工作物)

## ▶ チェックポイント

- 周辺環境に調和する色彩を使用しましょう

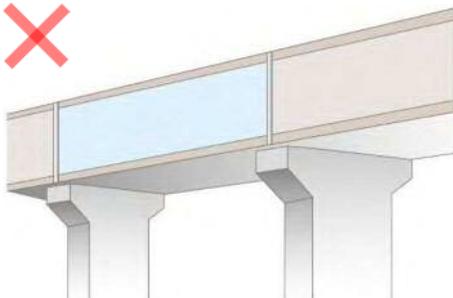
## [景観配慮の方法(例)]



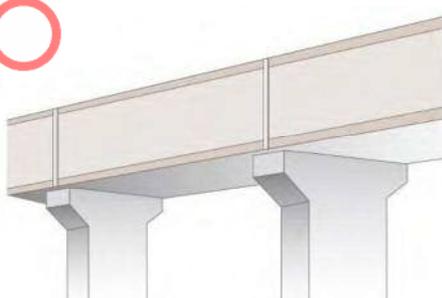
周辺の景観になじまない著しく派手な色彩の橋梁



周辺のまちなみや背景となる山並みや河川、古墳、街道などの景観となじみやすい落ち着いた色彩を使用しましょう



既存の防音壁と異なる色彩で修繕された高架橋



既設施設との景観の連続性に配慮した修繕をしましょう

## [景観配慮の事例]



周辺の自然景観になじみやすい落ち着いた色彩を用いている例



周辺の伝統的な様式の建築物等になじみやすい落ち着いた色彩を用いている例

景観構成要素

②意匠

(工作物)

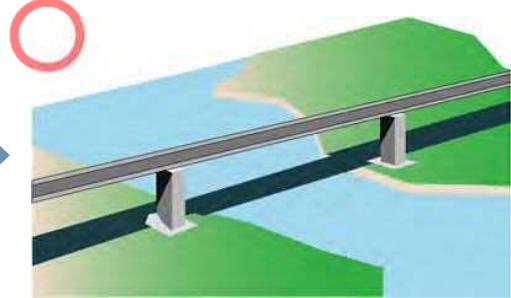
▶ チェックポイント

- 地域の景観になじまない突出した意匠は避けましょう
- 排水管等は道路等から見えにくい位置に配置するよう工夫しましょう
- やむを得ず、道路等から見える場合は、工作物本体と一体化するなどにより、見苦しくならないように工夫しましょう

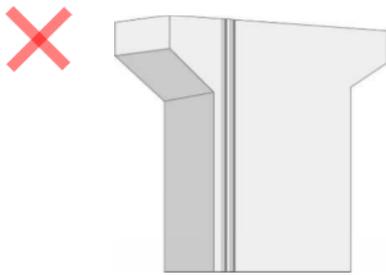
[景観配慮の方法(例)]



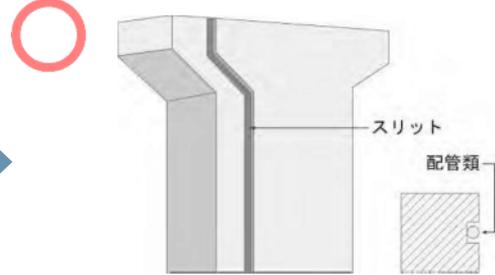
周辺の景観になじまないデザインの橋梁



ランドマークとして位置づける橋以外は、シンプルなデザインとして地域の景観になじむようにしましょう



排水管等がむき出しになっている橋脚



橋脚と同色で揃える、橋脚と一体的な構造とするなど、排水管等が目立たないように工夫しましょう

[景観配慮の事例]



落ち着いた色彩や素材色を用い、橋梁をシンプルな意匠にすることで地域の景観になじませている例



高欄や照明柱を落ち着いた色彩とし、シンプルな意匠にすることで地域の景観になじませている例

## (4) 広告物

### 【広告物全般】

#### ▶ チェックポイント

- 広告物は必要最小限に抑え、建築物や地域景観との調和に配慮しましょう

### 【屋上広告物】

#### ▶ チェックポイント

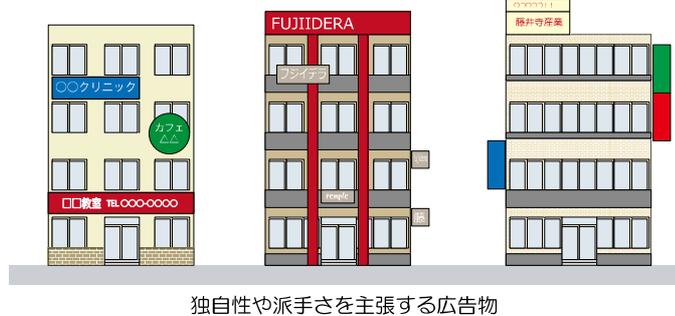
- 山並みや古墳の緑の眺望の保全に配慮しましょう
- 建築物と一体性のあるデザインとなるように工夫しましょう

### 【突出広告物】

#### ▶ チェックポイント

- 突出看板は敷地内に収めましょう
- 複数掲出する場合はコンパクトに集約するように工夫しましょう

### 【景観配慮の方法(例)】



独自性や派手さを主張する広告物

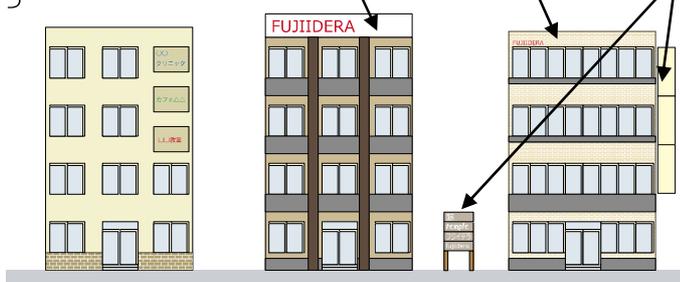


広告物の形状を揃えて壁面内に収めましょう

色を反転させるなど色の使い方に留意しましょう

必要最小限に抑えましょう

コンパクトに集約するとともに色を統一して並べましょう



### 【景観配慮の事例】



周辺の自然景観になじみやすい落ち着いた色彩を用いている例



建築物の形態に合わせ、広告物の形状、配置を揃えている例



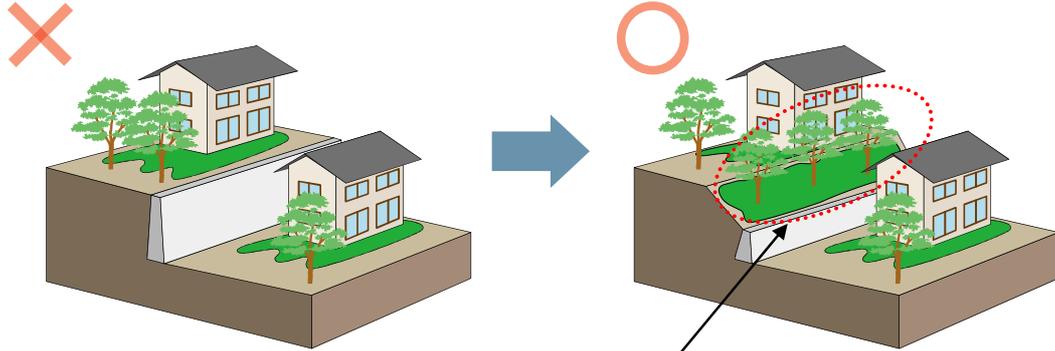
外壁に類似した色彩、控えめな大きさとすることで、周辺の環境との調和を図っている例

## (5) 開発行為

### ➤ チェックポイント

- できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面や擁壁をつくらないようにしましょう
- のり面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺と調和した緑化を図りましょう
- 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、区域の環境及びまちなみとの調和に配慮しましょう

### [景観配慮の方法(例)]



圧迫感が増すとともに、景観の分断要素にもなる長大な擁壁

出来る限りゆるやかな勾配ののり面処理と植栽により修景を図りましょう  
分節させることで圧迫感が軽減されるとともに、緩やかな斜面勾配となるため、周辺景観と調和しやすくなります

### <参考> のり面こう配と植栽可能な樹木の目安

勾配	断面パターン	植栽可能樹木
1:1.5 (66.6%) (33° 40')		地被 芝
1:1.8 (55%) (29° 3')		地被 低木
1:3.0 (33.3%) (18° 30')		地被 低木 中木
1:4.0 (25%) (14° 00')		地被・低木 中木・高木

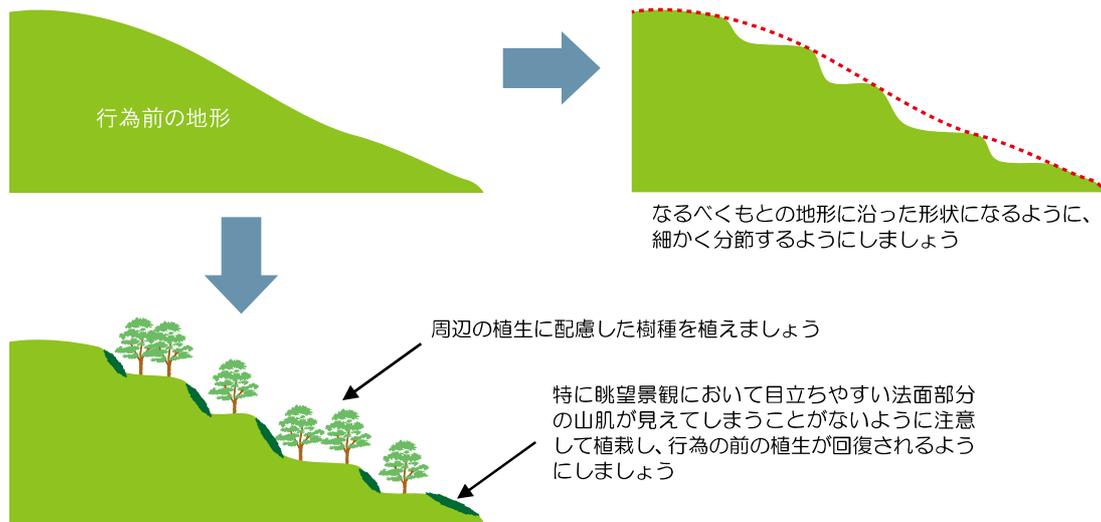
出典:造園施行管理技術編(監修/国土交通省都市局公園緑地課)

## (6)土地の形質の変更

### ➤ チェックポイント

- 採取又は伐採は、整然と行いましょう
- 前面の緑化等により区域の景観との調和に配慮しましょう
- 行為後は、速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行い、できる限り緑の回復に努めましょう

### [景観配慮の方法(例)]



### [景観配慮の事例]



現況の地形を活かして造成を行っている例



密度の濃い植栽で法面を修景している例

## (7)木竹の植栽又は伐採

### ➤ チェックポイント

- 必要最小限の伐採に努めましょう
- 既存の高木や優れた樹木はできるだけ残しましょう
- 伐採後は、速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行い、できる限り緑の回復に努めましょう

### [景観配慮の方法(例)]



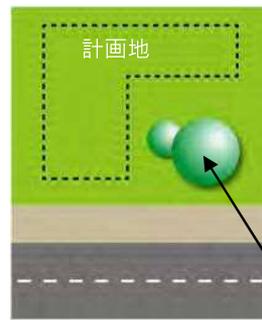
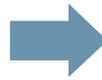
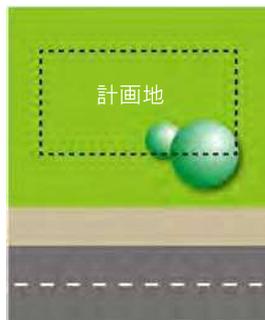
行為前の植生



伐採する面積は最小限にとどめましょう



伐採後は速やかに植生の回復に努めましょう  
周辺の植生と調和した樹種を植えましょう



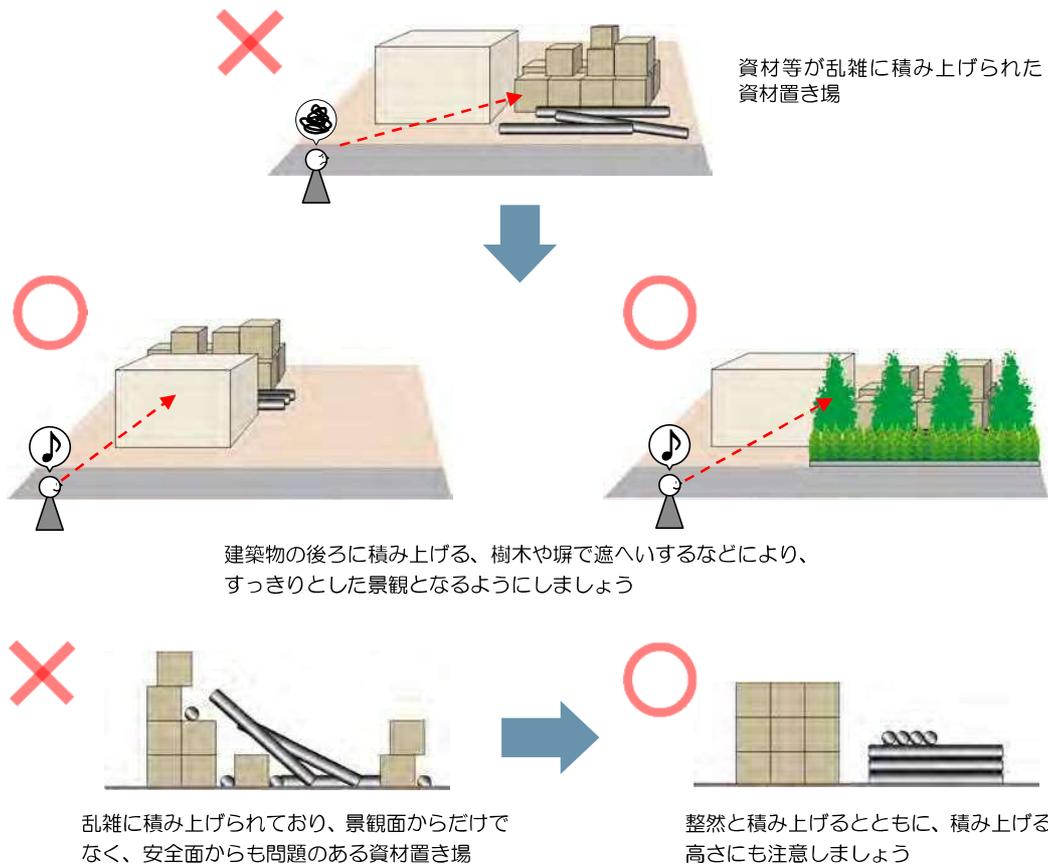
計画地に樹容の優れた樹木等がある場合は、  
できる限り保全しましょう

## (8) 物件の堆積

### ➤ チェックポイント

- 道路、公園等の公共の場から見えにくい場所に配置しましょう
- 道路、公園等の公共の場から見えにくい規模にしましょう
- 高さをできるだけ低くし、整然とした集積又は貯蔵としましょう
- 道路、公園等の公共の場から見えないう、区域の景観との調和に配慮した植栽や塀等で遮へいしましょう。

### [景観配慮の方法(例)]

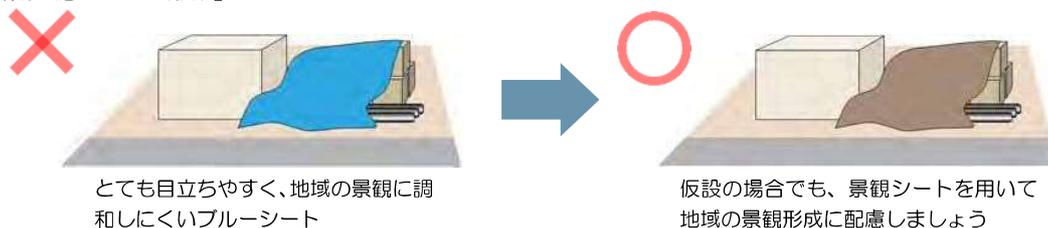


## (9) その他

応急措置や仮設の現場等において使用されるブルーシートは、その色彩の特徴からとても目立ちやすく、景観を損ねる要因となります。

景観計画による届出・行為制限の対象にはなりません、地域の景観特性を十分に考慮した上で、できる限り景観に配慮したシートを用いるようにしましょう。

### [景観配慮の方法(例)]



## 6 景観地区の認定基準の解説・例示

景観地区には、建築物についての認定基準を定めています。

この項目では、古市古墳群周辺景観地区の認定基準の考え方について解説しています。

### 建築物の認定基準

#### 一般基準 ⇒P31 参照

(地形・自然特性に関する基準)

○緑や水を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や古墳の緑・水、背景となる山並み、河川の対岸等からの見え方などの自然特性に配慮した形態意匠とする。

(歴史・文化特性に関する基準)

○歴史・文化を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、古墳や古墳と隣接する街道沿いの伝統的まちなみや寺社などの歴史・文化特性に配慮した形態意匠とする。

(市街地特性に関する基準)

○緑豊かな落ち着いたある古市古墳群と調和した景観形成に向けて、緑化などにより潤いを感じられるものとし、住宅地においては落ち着いた形態意匠にするとともに、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいては、にぎわいの創出に寄与する節度ある形態意匠とする。

## 建築物の認定基準

## 項目別基準

## 通り外観 ⇒P34 参照

- 古市古墳群への眺望や、周辺建築物のまちなみとの連続性に配慮した配置・形状とする。
- 道路に面する敷際は、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながるよう配慮するとともに、古墳の緑に配慮し、植栽と調和した外観意匠とするなど、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮する。
- 敷際の塀・フェンスなどについては、周辺の景観や植栽との調和に配慮し、色彩は著しく派手なものとしな

## ＜古墳群周辺近隣商業地区＞

- 高層建築物においては、古市古墳群からの眺望への影響が少ない配置・形状とする。

## 色彩 ⇒P39 参照

- 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしな

## ＜古墳近傍地区・

## 古墳群周辺住居系地区＞

- 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とする。

## ＜古墳群周辺近隣商業地区＞

- 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、歩行者がにぎわいを感じられる景観形成に配慮した色彩を基本とするとともに、高層建築物の中・高層部に古墳群の眺望と調和した色彩を配置するものとする。



## 意匠 ⇒P37 参照

- 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠としな
- 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる古墳に配慮する。

## ＜古墳近傍地区・古墳群周辺住居系地区＞

- 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した建築物の形態意匠とする。

## ＜古墳群周辺近隣商業地区＞

- 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、歩行者がにぎわいを感じられる景観形成に配慮した建築物の形態意匠とする。
- 高層建築物においては、過度な装飾を避け、背景となじむよう、古墳群からの眺望に配慮した建築物の形態意匠とする。

## 付帯設備等 ⇒P40 参照

- 附属建築物や建築設備は、原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、古墳の見通し、眺望に配慮の上、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

## (1)一般基準

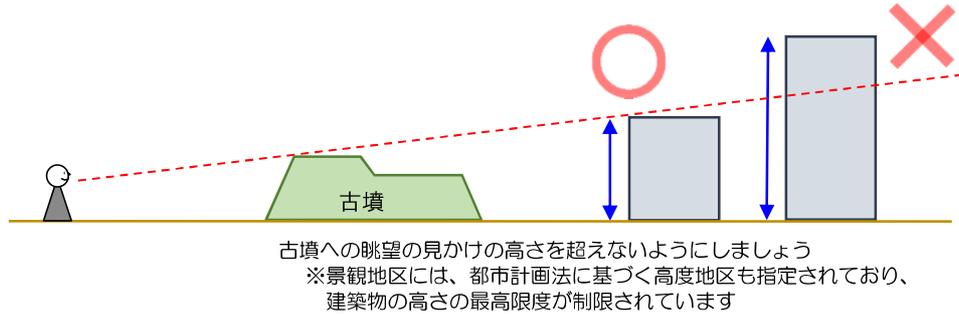
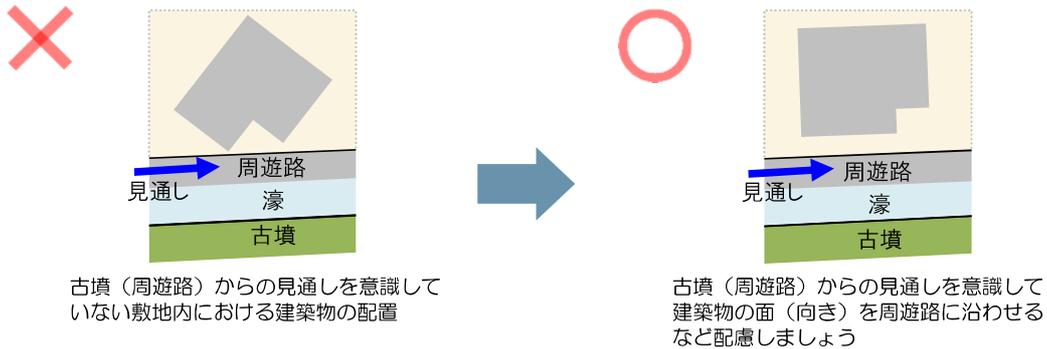
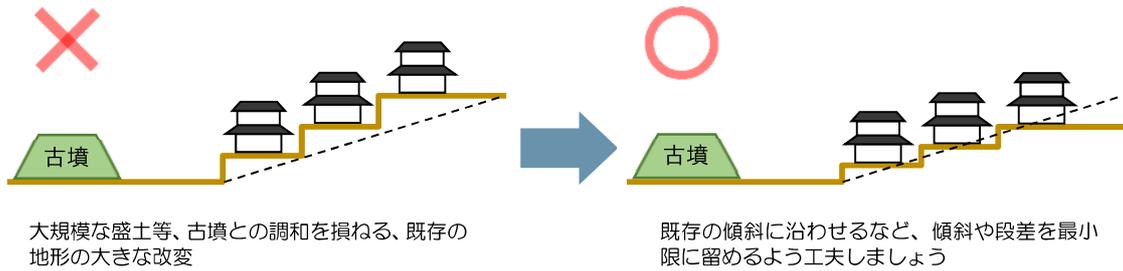
### 一般基準

#### ①地形・自然特性に関する基準

##### ▶ チェックポイント

- 現状の地形はできるだけ尊重し、造成等は必要最小限にとどめましょう
- 古墳と相対した位置に建てられる建築物の場合、古墳との向きを考えた配置としましょう
- 古墳が見える位置に建てられる建築物の場合、植栽が配置できるような形態・意匠としましょう
- 古墳の背景となる山並みや、河川の対岸からの見え方を著しく阻害しないような形態・意匠としましょう

##### [景観配慮の方法(例)]



##### [景観配慮の事例]



古墳(周遊路)に面して建築物の壁面が揃えられている例



大規模な建築物の敷地周りを緑化することで、背後の自然景観との緑の連続性を確保している例

## 一般基準

## ②歴史・文化特性に関する基準

## ▶ チェックポイント

- 古墳と隣接する街道沿いの伝統的まちなみや寺社などと連続する場合、それらと著しく不調和とならない形態・意匠としましょう

## [景観配慮の方法(例)]



周囲の景観と調和しにくい建築物の形態・意匠



落ち着いた色彩とし、できる限り和風かそれに近い意匠を用いて、周辺の歴史的まちなみに調和させましょう

## [景観配慮の事例]



伝統的な建築物の形態・意匠を用いることで、歴史・文化的な景観との調和を図っている例



大規模な建築物の1階部分に和風の意匠を取り入れることで、まちなみの連続性に配慮している例



屋根の勾配や軒の出など、背後の山並みの稜線や周辺の緑の景観と調和する建築物の形態・意匠に配慮している例

一般基準

③市街地特性に関する基準

▶ チェックポイント

- 緑化を取り入れましょう
- 住宅地や、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道など、建築物が位置する場所の市街地特性を把握しましょう

[景観配慮の方法(例)]



うるおいや安らぎを感じられないまちなみ



できる限り敷地の前面に植栽ができるスペースを確保し、緑豊かなうるおいのあるまちなみを創出しましょう

[景観配慮の事例]



落ち着いた色彩や意匠、敷地内の緑化により、閑静な住宅地の景観特性に配慮している例



周辺の景観に馴染む色彩や意匠により、歴史的な意匠の建築物が残る通りの景観特性に配慮している例



敷地境界からの壁面の後退や都市的な意匠等により、地域の拠点となる鉄道駅前の景観特性に配慮している例



にぎわいを演出する色彩や意匠、うるおいを感じさせる緑化により、幹線道路沿道の商業地の景観特性に配慮している例

## (2)項目別基準

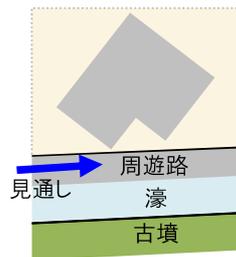
### 項目別基準

#### ①通り外観

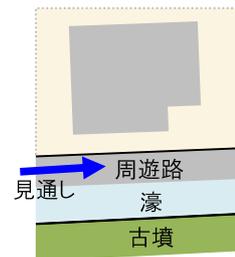
##### ▶ チェックポイント(その1)

- 古墳が視認できる場所に建築物を建てる場合は、古墳への眺望や、周辺建築物の連続したまちなみを阻害しないような配置・形状としましょう
- 古墳と相対した位置に建てられる建築物の場合、古墳との向きを考えた配置としましょう

##### [景観配慮の方法(例)]



古墳（周遊路）からの見通しを意識していない敷地内における建築物の配置



古墳（周遊路）からの見通しを意識して建築物の面（向き）を周遊路に沿わせるなど配慮しましょう

##### [景観配慮の事例]



通りから古墳への見通しが確保されるよう、敷地内に建築物が配置されている例



周遊路に面して建築物の正面を設けている例



古墳に正対して建築物を建てている例

▶ チェックポイント(その2)

- 道路に面する敷地において、敷地境界と建築物の間に空地が確保され、植栽が植えられるスペースを設けましょう
- 緑になじまないような色彩を用いないようにしましょう
- 植栽が通りの視界を遮らないなど、安全面に配慮しましょう

[景観配慮の方法(例)]



うるおいや安らぎがなく、色彩も不揃いなまちなみ



建築物の概観の色彩を落ち着いたものとしましょう  
 できる限り敷地の前面に植栽ができるスペースを確保し、緑豊かな落ち着いたあるまちなみを創出しましょう  
 また、生け垣や庭木等は適切に維持管理しましょう  
 ※外壁や屋根の色彩に関する数値基準については、P44 に掲載しています

[景観配慮の事例]



駐車場のわずかなスペースを利用して緑化している例



壁面の色彩が植栽の緑と調和するアースカラーで揃えられている例



中高木を組み合わせた植栽により通りの視界を適度に遮らないようにしている例

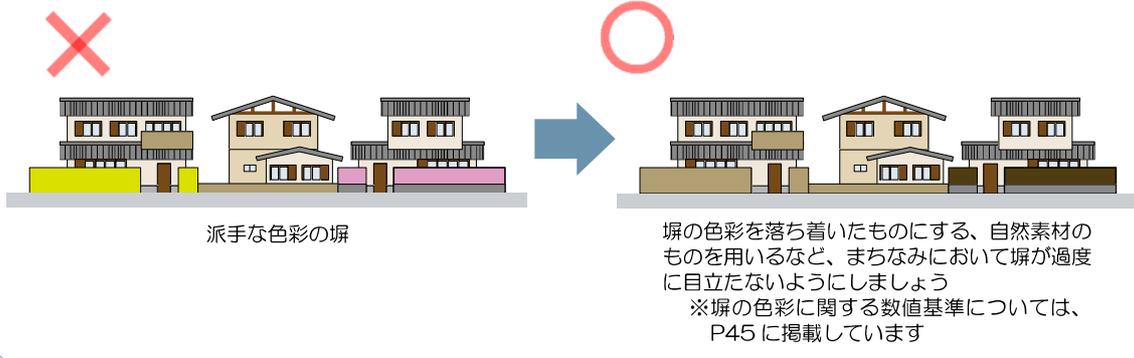


塀越しに植栽が見えるように工夫している例

▶ チェックポイント(その3)

■ 塀・フェンスについて、色彩は著しく派手なものは避けましょう

[景観配慮の方法(例)]



[景観配慮の事例]



塀を植栽の彩りが映える低彩度色とするとともに、シンプルな意匠としている例



板塀により周囲の落ち着いた景観となじませている例

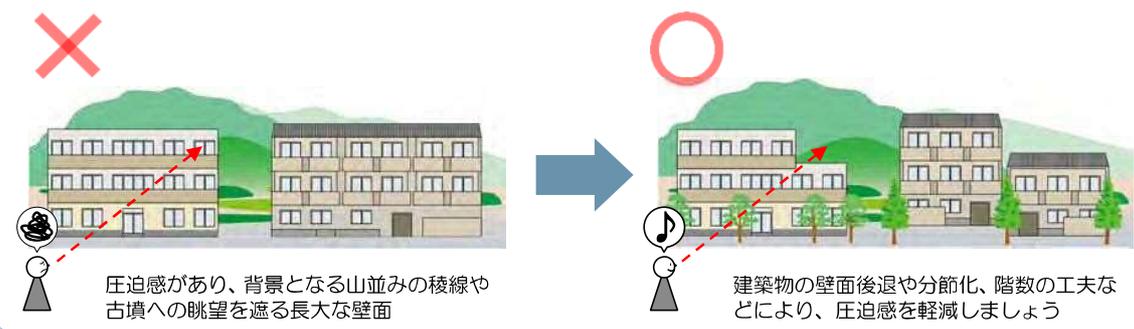


前面の植栽によりコンクリート塀の印象を和らげている例

▶ チェックポイント(その4/古墳群周辺近隣商業地区のみ)

■ 敷地境界から壁面後退(セットバック)あるいは壁面の分節化などの工夫をしましょう

[景観配慮の方法(例)]



[景観配慮の事例]



1階部分をセットバックしている例



同系色の色彩を組み合わせることで壁面を分節化している例

## 項目別基準 ②意匠

## ▶ チェックポイント(その1)

- 地区の景観から著しく逸脱した意匠は避けましょう
- 住宅地や、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道など、建築物が位置する場所の市街地特性を把握し、その地域に配慮した意匠を取り入れましょう

## [景観配慮の方法(例)]



奇抜な意匠の建築物



周辺又は地域の景観特性を十分に踏まえた意匠としましょう

## [景観配慮の事例]



隣あう建築物で壁面の位置や屋根の勾配などの意匠を揃えている例



屋根の勾配や軒の出、素材の組み合わせなど、周辺の歴史を感じさせる景観になじむ意匠としている例

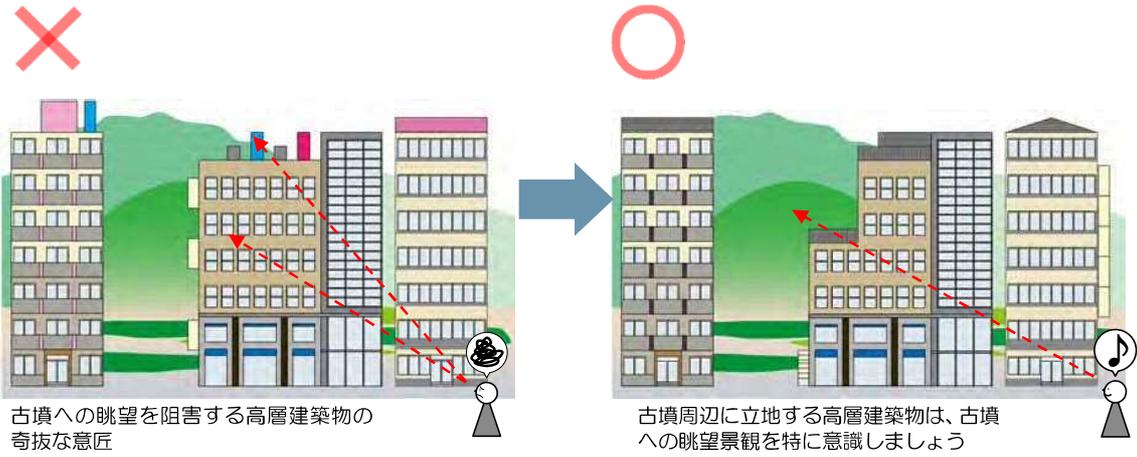


にぎわいのある商業地の特性に配慮し、1階部分を開放的な意匠としている例

▶ チェックポイント(その2/古墳群周辺近隣商業地区のみ)

- 高層建築物の高層部においては、眺望を阻害するような形態意匠を避けましょう

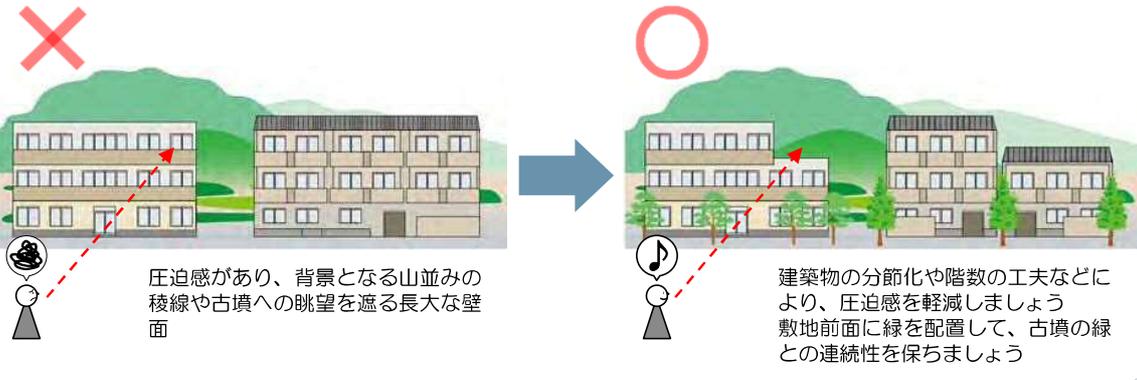
[景観配慮の方法(例)]



▶ チェックポイント(その3)

- 長大な壁面が生じる場合は、分節化などの工夫をしましょう
- 古墳が背景にある場合は、緑化により緑の連続性を保つ工夫を取り入れましょう

[景観配慮の方法(例)]



[景観配慮の事例]



階数に変化をもたせて、長大な壁面とならないよう工夫している例



外壁を落ち着きが感じられる低彩度色の組み合わせとすることで分節化している例

項目別基準

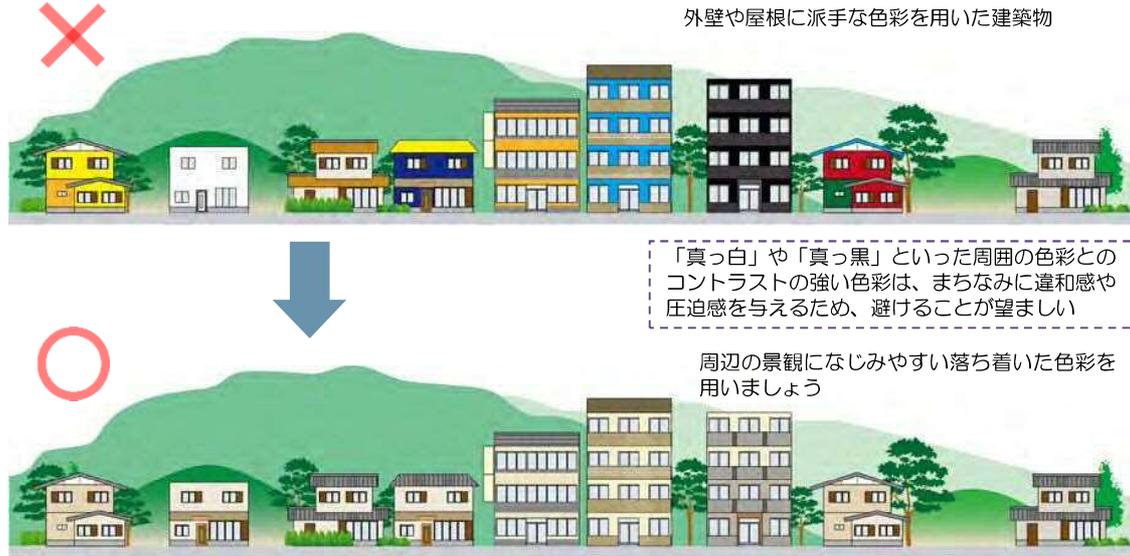
③色彩

▶ チェックポイント

- 住宅地や、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道など、建築物が位置する場所の市街地特性を把握しましょう
- 外壁、屋根、門・塀の色彩はマンセル値の範囲内に収め、周辺のまちなみから突出感がないようにしましょう

(※色彩基準についての詳細は、P41～を参照してください。)

[景観配慮の方法(例)]



[景観配慮の事例]



外壁の高層部に明度の高い低彩度色、低層部に明度の低い低彩度色を用いることで、落ち着いたまちなみ景観と調和させている例



外壁に低彩度色を用いることで、周辺の落ち着いたまちなみ景観や植栽と調和させている例



瓦や木、自然石など、地域で伝統的に使われてきた色彩を持つ素材を用いることで、周辺のまちなみと調和させている例



低彩度色の屋根材により、周辺の景観と調和させている例

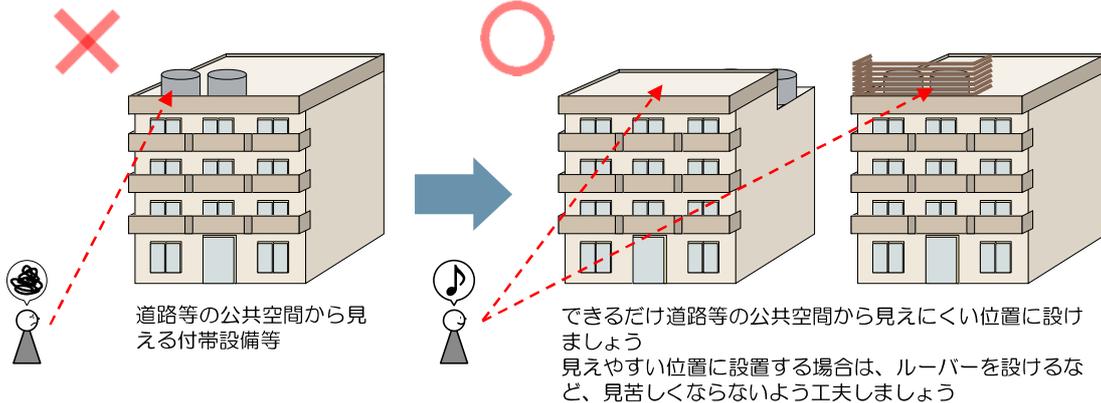
## 項目別基準

## ④付帯設備等

## ▶ チェックポイント

- 附属建築物や建築設備について、敷地の外から見えない場所に配置する、あるいは見苦しくならな  
いよう工夫しましょう
- 屋根の上部に設ける太陽光発電施設については、施設が突出することのないよう工夫しましょう

## [景観配慮の方法(例)]



## [景観配慮の事例]



エアコンの室外機などの建築設備や洗濯物などが見えないようバルコニーの意匠を工夫している例



エアコンの室外機を景観に配慮したカバーで目立ちにくくしている例



給排水管（雨どい）の色彩を外壁と揃えて目立ちにくくしている例



ごみ置き場や自転車置き場を建築物本体と同じデザインで目立ちにくくしている例



自家用車庫の柱を景観色にして落ち着いた景観と調和させている例



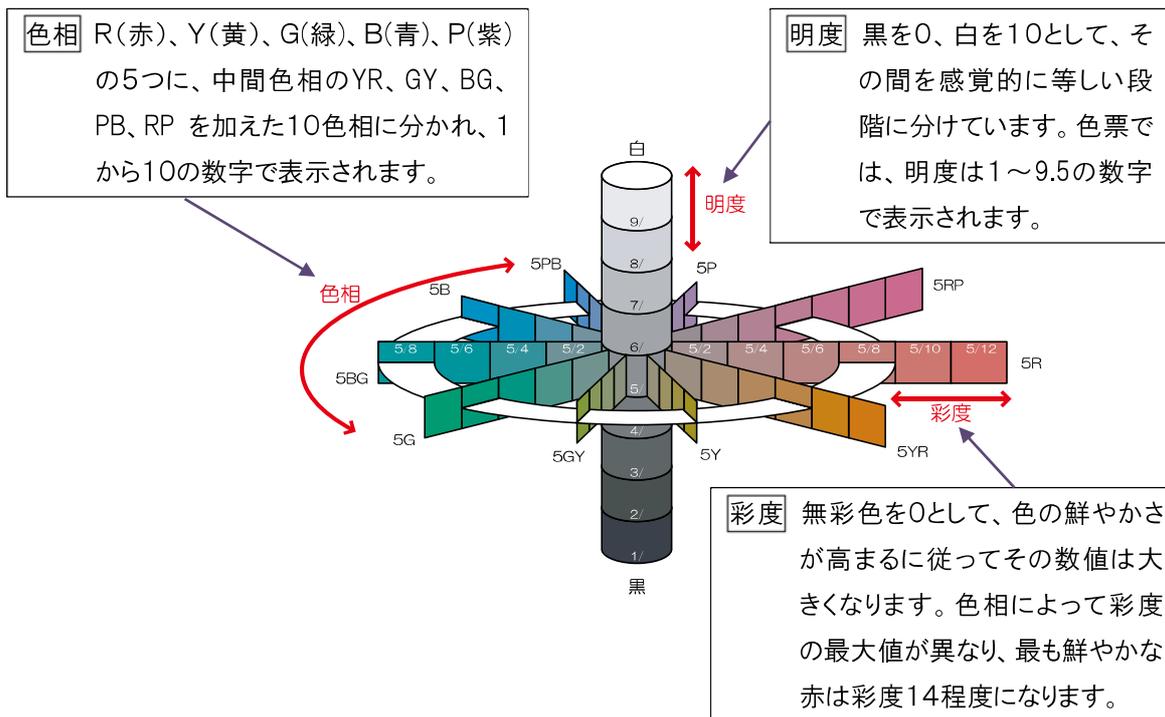
低明度・低彩度の太陽光パネルで屋根と施設を一体化している例

## 7 色彩基準の解説

背景の山並みの緑、マンションやビルの外壁のベージュやグレー等、まちなみ景観の色彩は多様ですが、色名からイメージする色は人によって異なります。藤井寺市景観計画では、色彩基準を的確に伝えるために、マンセル表色系を用いています。

### (1) 景観色彩とマンセル表色系

マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を表示します。



#### マンセル表示の読み方

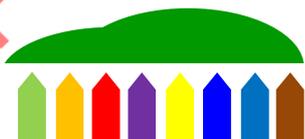
有彩色は色相、明度／彩度を組み合わせて、無彩色はニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



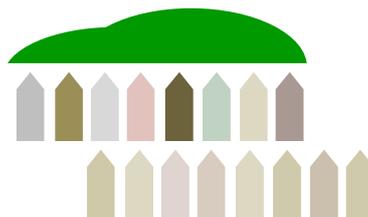
2.5R4／10(色相2.5R、明度4、彩度10)



N8(無彩色、明度8)



派手な色彩のまとまりのない景観



明度と彩度の組み合わせによる色調(上段)や色相(下段)を揃えて、まとまりのある景観としましょう

## (2) 景観計画の色彩基準

「藤井寺市景観計画」では、届出・認定の対象となる建築物や工作物の色彩に関して、基準を設けており、彩度の高い色彩の使用を制限しています。

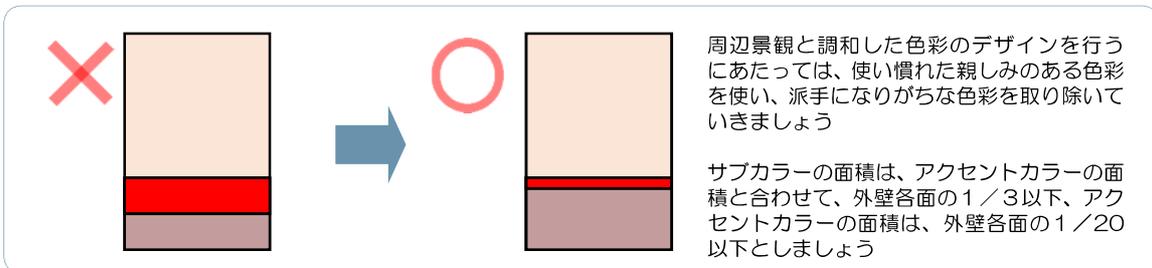
### ▶ チェックポイント

- 外壁及び屋根等の色彩については、設定されたマンセル値の範囲内に収まるようにしましょう
- サブカラーの面積は、アクセントカラーの面積と合わせて、外壁各面の1/3以下としましょう
- アクセントカラーの面積は、外壁各面の1/20以下としましょう

※サブカラーは、外壁基本色に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩として、ベースカラーとの明度差及び彩度差がおおむね2程度の類似した色彩を用いましょう

※外壁とは、外観の面積(見付面積(屋根の部分を除く))の内、着色していない部分、自然素材を用いている部分、広告物を表示・掲出している部分を除いた部分です。詳細は藤井寺市にご相談ください。

※金色などの有彩色系金属色や表面・中間層などに着色を施したガラスなどは色彩基準に準拠する必要があるほか、その色彩や反射光が周囲に与える影響を十分考慮しながら用いることが必要です。

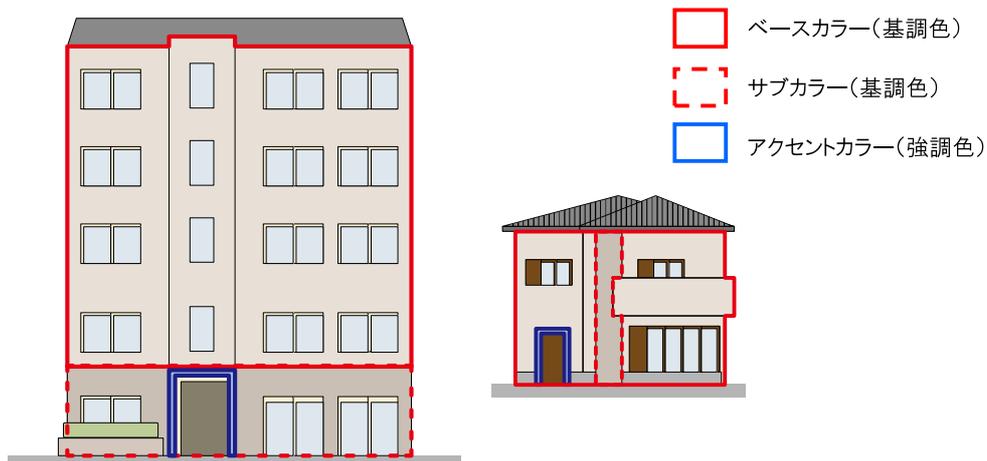


### 参考：配色構成の考え方

建物の外壁などに使用する面積の大きさにより、ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーに分けて配色を考えると効果的です。ベースカラーとサブカラーは基調色として、アクセントカラーは強調色として考えます。

基調色	ベースカラー	外壁などの大部分を占める色彩です。周囲の景観から突出しないように特に注意して選ぶことが大切です。
	サブカラー	ベースカラーよりも使用する面積が小さく、変化や個性を与える色彩です。大規模な壁面を分節化して圧迫感を緩和する効果もあります。ベースカラーとの類似調和に配慮します。
強調色	アクセントカラー	アクセント的に小面積(数%程度)に使用して全体を引き締める色彩です。ベースカラーやサブカラーとの対比に配慮します。

出典：大阪府景観色彩ガイドライン



建築物の外観(外壁及び屋根の基調となる色彩)、  
工作物の外観(外観等の基調となる色彩)に使用してもよい色彩の範囲

**【景観計画区域の色彩基準】**

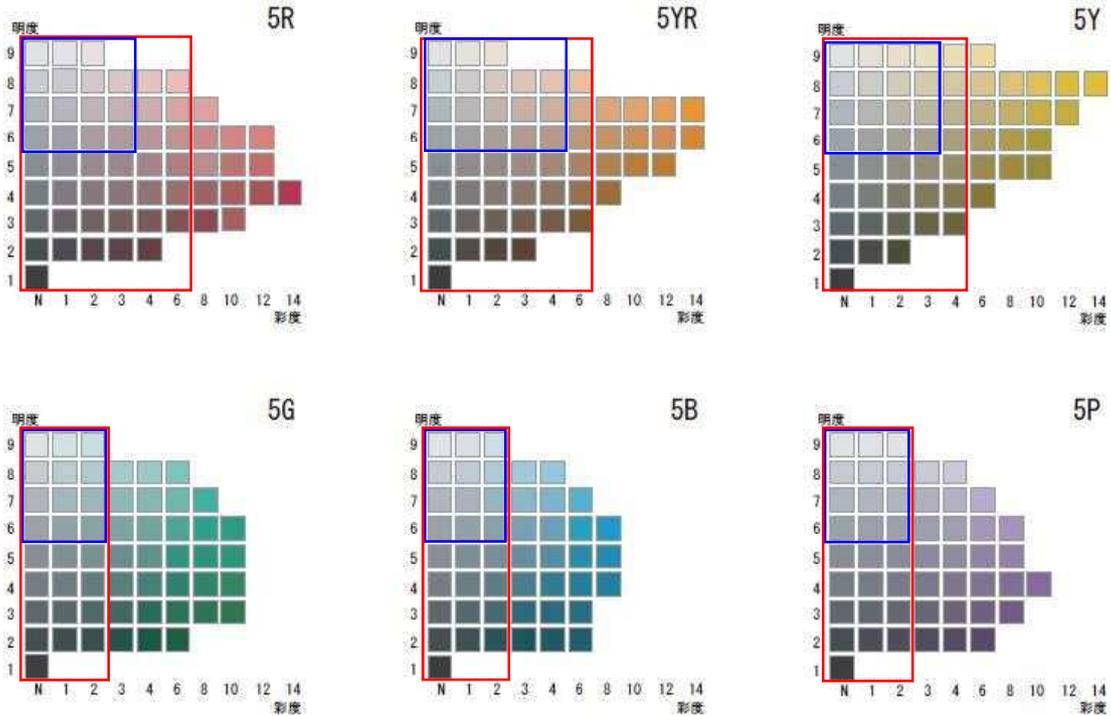
- ① R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
- ② Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

**【景観形成促進区域の色彩基準】**

- ① YR(橙)系の色相の場合、明度6以上 彩度4以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度6以上 彩度3以下
- ③ その他の色相の場合、明度6以上 彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による



外壁に使用してもよい色彩の範囲

- 景観計画区域の建築物・工作物の範囲
- 景観形成促進区域の建築物・工作物の範囲

※各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色はマンセル国際標準色票等により確認してください。

## 建築物の外観(外壁及び屋根の基調となる色彩)に使用してもよい色彩の範囲

## 【古市古墳群周辺景観地区の色彩基準】

## ○大規模建築物

- ① YR(橙)系の色相の場合、明度6以上 彩度4以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度6以上 彩度3以下
- ③ その他の色相の場合、明度6以上 彩度2以下
- ④ 無彩色の場合、明度6以上

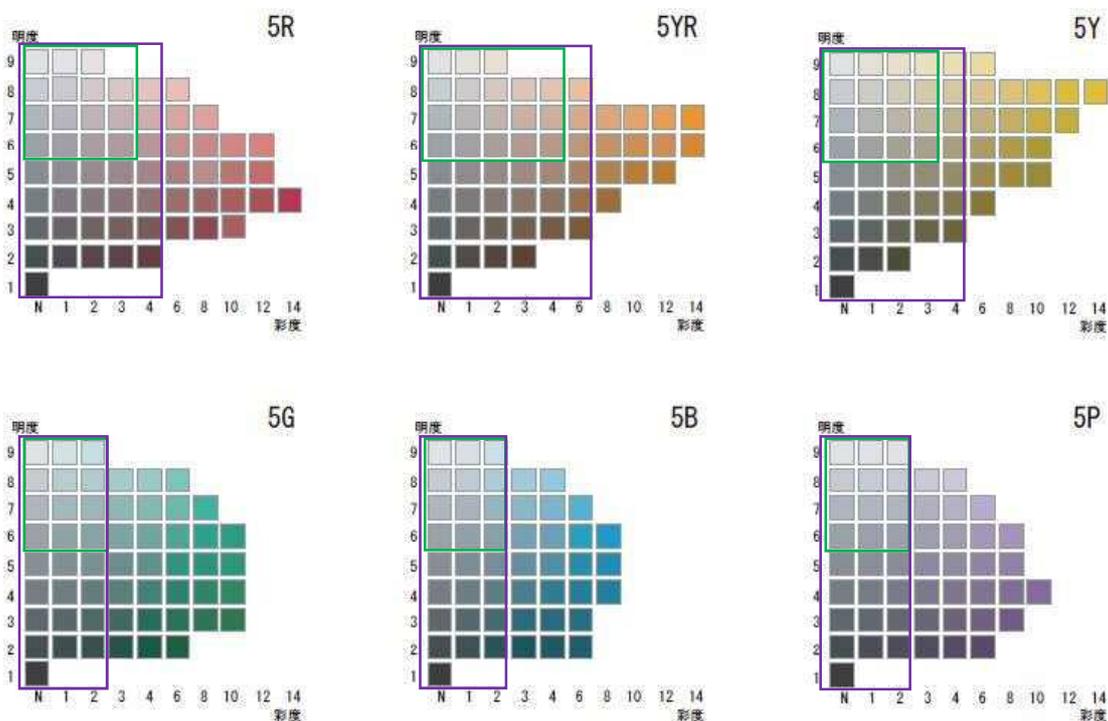
※JIS のマンセル表色系による

## 【古市古墳群周辺景観地区の色彩基準】

## ○中規模建築物及び小規模建築物

- ① YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による



## 外壁に使用してもよい色彩の範囲

- 大規模建築物の範囲
- 中規模建築物及び小規模建築物の範囲

※各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色はマンセル国際標準色票等により確認してください。

## 屋根・門・塀に使用してもよい色彩の範囲

## 【古市古墳群周辺景観地区の色彩基準】

## ○屋根

- ① YR(橙)系の色相の場合、明度6以下 彩度6以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度6以下 彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、明度6以下 彩度2以下
- ④ 無彩色の場合、明度6以下

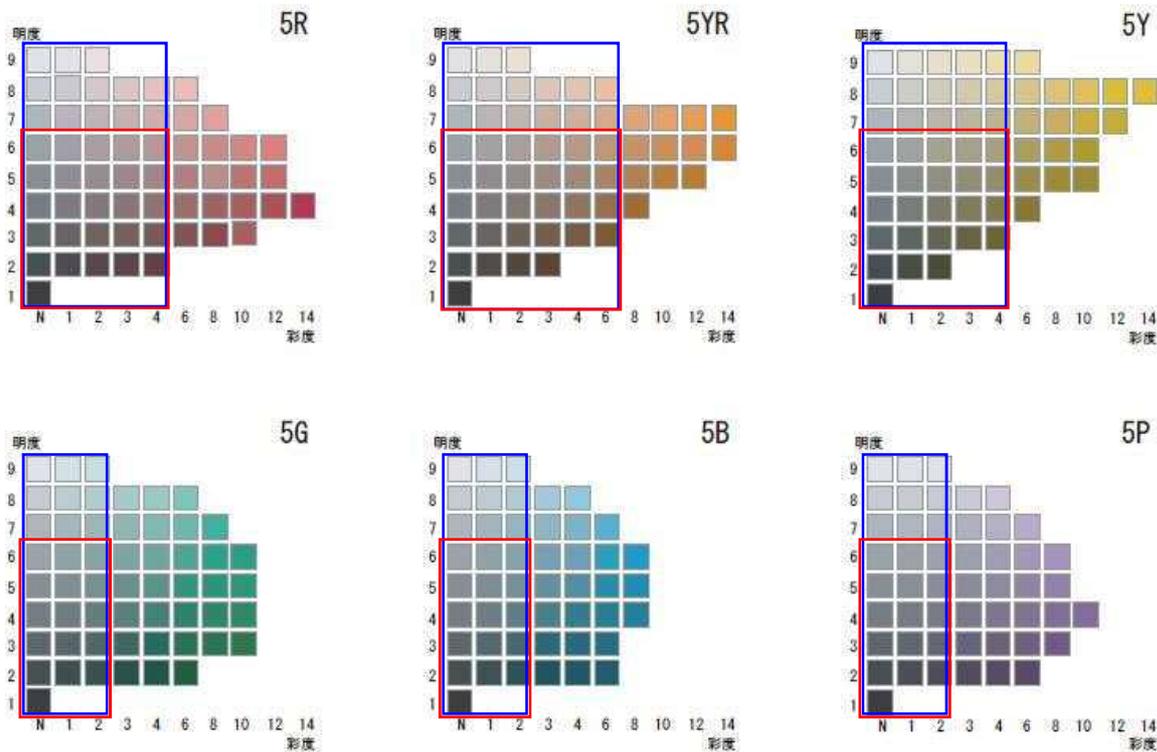
※JIS のマンセル表色系による

## 【古市古墳群周辺景観地区の色彩基準】

## ○門・塀

- ① YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による



屋根・門・塀に使用してもよい色彩の範囲

 屋根の色彩範囲

 門・塀の色彩範囲

※各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色はマンセル国際標準色票等により確認してください。

工作物の外観(外観等の基調となる色彩)に使用してもよい色彩の範囲

【古市古墳群周辺景観地区の色彩基準】

○高さが15mを超える工作物(高架橋、橋梁を除く)

- ① YR(橙)系の色相の場合、明度6以上 彩度4以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度6以上 彩度3以下
- ③ その他の色相の場合、明度6以上 彩度2以下
- ④ 無彩色の場合、明度6以上

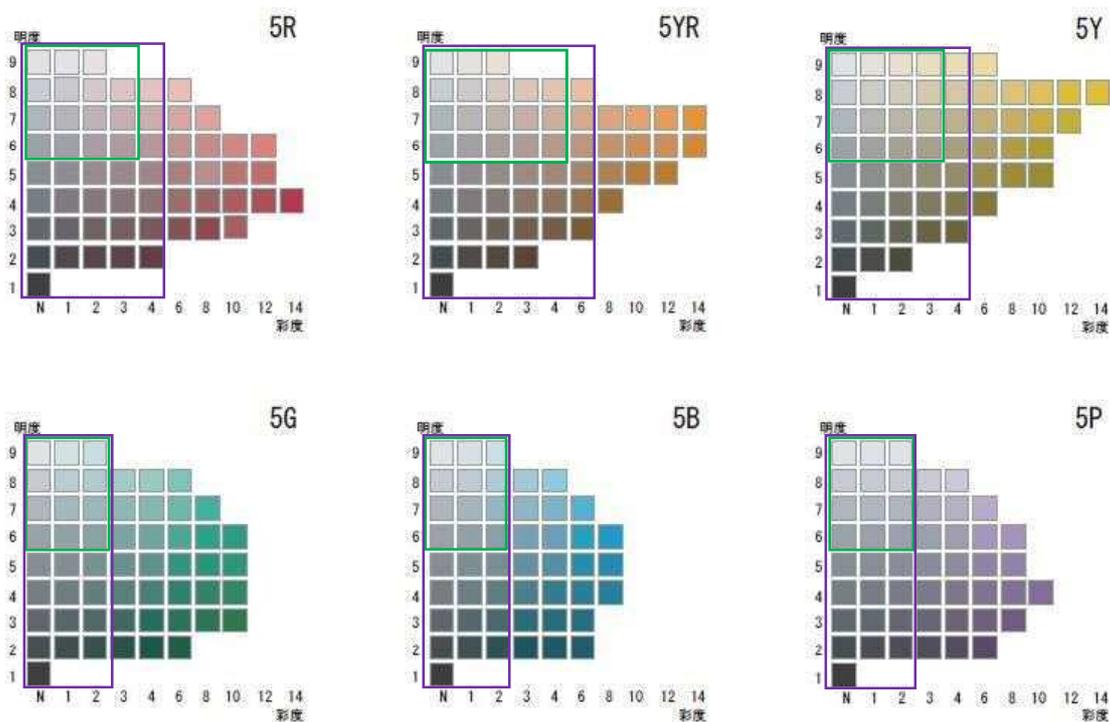
※JIS のマンセル表色系による

【古市古墳群周辺景観地区の色彩基準】

○高さが15m以下の工作物(高架橋、橋梁を除く)

- ① YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による



工作物の外観等に使用してもよい色彩の範囲

- 高さが15mを超える工作物の範囲
- 高さが15m以下の工作物の範囲

※各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色はマンセル国際標準色票等により確認してください。







藤井寺市

---

## 藤井寺市景観形成ガイドライン

平成28年(2016年)4月

発行・編集

藤井寺市 都市整備部 都市計画課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 TEL 072-939-1111 FAX 072-952-9504

<http://www.city.fujiidera.osaka.jp>

---

この冊子は再生紙を使用しています。